平成２９年度
長期優良住宅化リフォーム推進事業
補助金交付申請等マニュアル

Ver.１_１

平成２９年５月

長期優良住宅化リフォーム推進事業支援室

本マニュアルは、変更する場合があります。
手続きを行う際は、支援室ホームページに掲載しているマニュアルのバージョンを確認し、最新のマニュアルによりご対応ください。

平成２８年度事業からの主な変更点

１．補助の要件、限度額等について

- 劣化対策及び耐震性能に加え、その他の性能項目についても一定の基準に適合することを要件とする。
- ただし、若者が既存住宅の購入に伴って実施する場合は、劣化対策及び耐震性能が確保されていれば補助対象とする（平成２８年度までと同様）。
- 認定長期優良住宅（増改築）のうち、１次エネルギー消費量を省エネルギー基準比２０％以上削減するもの（高度省エネルギー型）については、補助限度額を２５０万円とする。

２．補助額の算出方法について

- 評価基準型は単価積上方式（工事内容に応じて定めた補助額を積み上げ）により、高度省エネルギー型は従来の補助率方式により、補助額を算出する。
- 長期優良住宅（増改築）の認定を取得するものは、事業者ごとに、従来の補助率方式と単価積上方式との選択を可能とする。

３．応募・申請方法について

- 補助申請を行えるのは、リフォーム工事の施工業者と買取再販業者とする。リフォーム工事の発注者については、施工業者の共同事業者として、両者の間で共同事業実施規約を締結する。
- 評価基準型、認定長期優良住宅型については、事前採択は行わず（代わりに事業者登録がまず必要です。）通年申請のみとし、事業者ごとの申請件数は原則として制限しない。
- 高度省エネルギー型及び提案型については、事前採択を行う。

注）上記の内容は変更の概略であるため、詳細は本マニュアル等の該当箇所を参照のこと

用語について

本マニュアルにおける用語の意義は次のとおりとします。

交　付　要　綱：長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日国住生第 720 号）
交　付　規　程：平成２９年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付規程
募　集　要　領：平成２９年度長期優良住宅化リフォーム推進事業募集要領（高度省エネルギー型・提案型）
共 同 住 宅 等：共同住宅、長屋建て住宅及び併用住宅
長期優良住宅法：長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年 12 月 5 日法律第 87 号）
増改築認定基準：長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成 21 年国土交通省告示第 209 号）第３の「増改築基準」
評　価　基　準：平成２９年度長期優良住宅化リフォーム推進事業住宅性能に関する評価基準
一次エネルギー消費量：建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項等（平成 28 年国土交通省告示 265 号）第２に定めるところにより算出される設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量
Ｂ　Ｅ　Ｌ　Ｓ：建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成 28 年国土交通省告示第 489 号）に基づく第三者認証制度であるところの建築物省エネルギー表示制度
支　　援　　室：長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室
評　　価　　室：長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室
補 助 事 業 者：支援室から補助金交付決定通知を受けた申請者
登録リフォーム団体：住宅リフォーム事業者団体登録規程（平成 26 年国土交通省告示第 877 号）第６条第１項の規定により登録を受けた住宅リフォーム事業者団体

平成２９年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付申請等マニュアル

目次

平成２８年度事業からの主な変更点
用語について
はじめに 1
１．事業の趣旨 2
２．補助事業者及び補助対象事業 2
Ⅱ．補助事業の進め方 10
１．補助事業の実施体制 10
２．事業者登録 11
３．工事請負契約の締結・評価基準等への適合性確認 12
４．交付申請から補助金受領までの流れ 13
５．交付申請前の技術的相談 14
６．補助事業の実施フロー 14
７．年間スケジュール（平成 29 年 4 月時点における予定） 17
Ⅲ．交付申請 18
１．交付申請書の提出書類 18
２．交付申請の提出時期、提出期限 18
３．交付申請書の提出方法 18
４．交付申請の受付（交付申請書受領書の送信）、連絡 19
Ⅳ．交付決定 27
Ⅴ．補助事業実施にあたっての経理処理 27
１．補助事業の適正な実施 27
２．消費税等の処理 28
Ⅵ．交付申請額等の変更について 28
１．特定性能向上リフォーム工事の変更がある場合 28
２．特定性能向上リフォーム工事以外の補助対象工事で変更がある場合 29
３．交付変更承認手続きについて 30

４．経費の配分の変更の場合 31
Ⅶ．事業の中止・廃止等 31
１．交付申請の辞退 31
２．交付申請の取り下げ 31
３．補助事業の中止・廃止に係る手続き 31
Ⅷ．補助事業実施状況報告書の提出 31
Ⅸ．完了実績報告書の提出 32
１．完了実績報告とは 32
２．補助金振込口座の登録 32
３．完了実績報告書の提出書類 32
４．完了実績報告の提出時期、提出期限 32
５．完了実績報告書の提出方法 33
Ⅹ．補助金の支払い 37
１．支払い時期 38
２．振り込み先 38
Ⅺ．事業中及び事業完了後の留意点 38
１．会社再編等に伴う補助事業の承継に係る手続き 38
２．取得財産の管理等について 38
３．交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について 39
４．額の確定及び会計検査に伴う資料請求及び現地検査等について 39
５．個人情報の利用目的 39
６．事業後の対応 39
７．その他 40
Ⅻ．提出先、問合せ先、資料の配布場所 41
１．本事業ホームページについて 41
２．技術的審査及び住宅性能に関する技術的相談の問い合わせについて 41
３．交付申請、完了実績報告等の提出先、問い合わせ先について 42
参考資料 43

はじめに

この平成 29 年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付申請等マニュアル（以下、「マニュアル」という。）は、平成 29 年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付規程（以下、「交付規程」という。）第 18 の規定に基づき定めるものであり、平成 29 年度長期優良住宅化リフォーム推進事業（以下、「本事業」という。）補助金の適正な執行を確保するとともに、補助を受ける者（以下、「補助事業者」という。）の事務処理が円滑に実施されることを目的としています。

本事業は、事前に公募・採択を行った上で交付申請を受け付ける「事前採択タイプ」と随時交付申請を受け付ける「通年申請タイプ」とがあり、本マニュアルは両方のタイプを対象としています。なお、事前採択タイプについては、提案応募から採択までは募集要領に従って手続きを行ってください。

事前採択タイプの採択通知を受け取った申請者及び通年申請タイプにより補助金交付を受けようとする申請者は、本マニュアルの定めるところに従い、必要な書類を作成し定められた期間に支援室に、交付申請等の手続きをしなければなりません。

提案型については、原則として本マニュアルに定める「評価基準型」「認定長期優良住宅型」のいずれかの方法により交付申請いただきます 。いずれの方法によるかは採択通知でお知らせしますので、これに応じて「評価基準型」または「認定長期優良住宅型」を「提案型」と読み替えて手続きを行ってください。また、採択通知の中で本マニュアル以外の要件を課すことがあります。

＜事前採択タイプの概要＞

・交付申請に先立って事前に公募し、採択
・提案型では、評価基準や増改築基準にそのままでは適合しない事業も、同等の性能を有すると認められれば、補助事業を実施可能
・事業者単位で複数戸まとめて応募し、採択を受けることで、一定の予算枠を確保可能
・ただし、決められた公募期間中に応募する必要があり、公募・審査期間を要するため、事業着手可能となるまでに一定の期間が必要

＜通年申請タイプの概要＞

・交付申請に先立ち、事前の公募・採択なし
・交付申請受付期間中は、随時、対象住宅毎に交付申請可能
・予算の執行状況によっては、受付期間を繰り上げて締め切る場合がある

申請タイプ／事業タイプ	事前採択タイプ	通年申請タイプ
評価基準型	×	○
認定長期優良住宅型	×	○
高度省エネルギー型	○	○
提案型	○	×

（本マニュアルを利用する際の注意事項）

✓　本文中「別表」とあるのは、巻末の参考資料として収録されているものを指します。

１．事業の趣旨

本事業は、インスペクション、性能の向上を図るリフォームや三世代同居等の複数世帯の同居への対応に資するリフォーム、適切なメンテナンスによる既存住宅ストックの長寿命化に資する優良な取り組みに対し、国が事業の実施に要する費用の一部について支援することにより、既存住宅ストックの質の向上及び子育てしやすい環境整備を図ることを目的とします。

２．補助事業者及び補助対象事業

（１）補助事業者の要件

本事業において、交付申請可能な補助事業者は、施工業者又は買取再販業者 です。施工業者が補助事業者の場合は、発注者を共同事業者とする共同事業実施規約を締結していただきます。買取再販の住宅は、必ず買取再販業者が補助事業者となります。

（２）補助対象事業の要件

本事業は下記の要件を満たすものを対象とします。

①リフォーム工事実施後の住宅性能が一定の基準に適合するものであること。

表－１に示す住宅の種類に応じた性能項目について、表－２に示す基準への適合条件を満たすこと。

② 対象となる住戸の規模は表－３に適合するものであること。

③ リフォーム工事着手前に表－４の内容にしたがってインスペクションを実施すること。インスペクションで指摘された劣化事象については、リフォーム時に補修を行うか、維持保全計画に劣化事象の点検・補修等の対応方法とその実施時期を明記すること。

・インスペクションは、既存住宅状況調査技術者又はインスペクター講習団体に登録されたインスペクター（インスペクター講習団体の実施する講習を受講し、修了考査に合格した建築士または施工管理技士）が実施するものを対象とします。高度省エネルギー型及び認定長期優良住宅型は、既存住宅状況調査技術者又は建築士である登録インスペクターに限ります。

・なお、対象住宅の近くに登録インスペクターが存在しない場合など、インスペクターへの依頼が困難な場合は、事前に支援室の承認を得たうえで、登録インスペクター以外の建築士により実施することも可能とします。

・インスペクションは工事着手前１年以内に実施されているものを対象とします。

④ 本事業のリフォーム工事の履歴と維持保全計画を作成すること。

・リフォーム工事の履歴として、工事内容を示す図面、工事写真等を作成し、保存します。

⑤ 原則として、平成３０年２月１６日までに完了実績報告書 の提出ができるものであること。

⑥ 補助対象となる住宅とそのリフォーム工事の内容が決定していること。

なお、次のいずれかに該当する場合には、本事業の補助対象とはなりません。

・住宅と非住宅が混在している場合で、住宅部分の床面積が全体の過半でないもの。

・対象住宅が新築時に長期優良住宅（新築）認定を取得している場合

・対象住宅が過年度に本補助金の交付を受けている場合（三世代同居対応改修工事のみを補助対象とする場合を除く。）

・１申請あたりの補助対象事業費の合計が３０万円（補助金額が１０万円）以下である場合

・増築する部分（三世代同居対応改修工事の調理室等の増設工事を除く。）

・工事請負契約に基づかない場合（例：施工業者が自宅や自社物件について自ら施工する）

表－１　性能項目

住宅※1の種類	性能項目
戸建住宅	①構造躯体等の劣化対策　②耐震性　③省エネルギー対策 ④維持管理・更新の容易性
共同住宅等	①構造躯体等の劣化対策　②耐震性　③省エネルギー対策 ④維持管理・更新の容易性　⑤高齢者対策　⑥可変性

※１　一建物において住宅と非住宅が混在している場合は、共同住宅等の評価基準を適用します。

表－２　事業タイプ

事業タイプ	適合が求められる基準
評価基準型	• 評価基準 表－１に掲げる性能項目のうち①②及びその他性能項目いずれか一つ※1並びに「7. 住戸面積の確保」「8. 居住環境」「9. 維持保全計画の策定」に適合すること
認定長期優良住宅型	• 増改築認定基準
高度省エネルギー型	• 増改築認定基準 • ＢＥＩ値※2が 0.80 以下

※１　若者（平成 29 年 4 月 1 日において 40 歳未満である者）が、購入から１年以内にリフォーム工事に着手する場合は、「その他性能項目いずれか一つ」への適合は不要とします。

※２　設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）／基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）をいい、設計一次エネルギー消費量の算定に当たっては、太陽光発電に係る効果を除外して計算するものとします。

表－３　対象となる住戸の規模について

事業タイプ	住宅の種別	住戸の規模
①評価基準型	戸建住宅	５５㎡以上（１人世帯の一般型誘導居住面積水準）
	共同住宅等※1	４０㎡以上（１人世帯の都市居住型誘導居住面積水準）
	戸建住宅・ 共同住宅等共通	少なくとも１の階の床面積が４０㎡以上(階段部分を除く面積)
②認定長期優良住宅型※2 ③高度省エネルギー型※2	戸建住宅	７５㎡以上（地域の実情を勘案して所管行政庁が５５㎡を下回らない範囲で別に面積を定めている場合がある。）
	共同住宅等	５５㎡以上（地域の実情を勘案して所管行政庁が４０㎡を下回らない範囲で別に面積を定めている場合がある。）
	戸建住宅・ 共同住宅等共通	少なくとも１の階の床面積が４０㎡以上(階段部分を除く面積)

※１　店舗併用住宅等の非住宅用途が混在する住宅においては、共同住宅等の基準が適用され、住宅部分の面積が４０㎡以上であることが必要です。また、共同住宅等の共用部分の提案をする場合、過半の住戸が住宅の規模の基準を満たしていれば、基準を満たしているものとみなします。

※２　認定取得における面積基準は所管行政庁（都道府県又は市区町村）にお問い合わせください。所管行政庁については、下記の一般社団法人 住宅性能評価・表示協会のホームページから検索が可能です。（http://www.hyoukakyoukai.or.jp/chouki/gyosei.php）

表－４　インスペクションの実施について

○ インスペクションを実施する者に関する留意事項

・既存住宅状況調査技術者とは、既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成 29 年国土交通省告示第 81 号）第２条第５項に規定する者をいいます。このうち本事業のインスペクションを実施することができる者は、同規程第５条第１項の登録を受けた既存住宅状況調査技術者講習実施機関により、その氏名や修了証明書の証明番号、有効期間等が公表されている者とします（講習を修了している者であっても、講習実施機関がその氏名等を公表していない者が実施するインスペクションは本事業の補助対象とはなりません）。

・インスペクター講習団体は、本事業ホームページにおいて公表するとともに、登録インスペクターはインスペクター講習団体のホームページにおいて公表することとします。

・既存住宅状況調査技術者講習実施機関以外のインスペクター講習団体に係る本事業における取扱いについては、「長期優良住宅化リフォーム推進事業のためのインスペクター講習団体の募集について（平成 29 年 4 月 25 日）」に定めるところによります。

・建築士が本事業におけるインスペクションを実施可能とする住宅は建築士法第３条から第３条の３に基づき、保有資格ごとに設計・監理できる住宅とします。また、建築施工管理技士についてはそれぞれのインスペクターの実務経験に照らして、本事業に係るインスペクションを実施するものとします。

・現況検査チェックシートの作成を担当した建築士については、故意又は重大な過失による虚偽の記入・証明、未確認での記入・証明などの行為があったことが判明した場合には、建築士法第１０条の規定に基づく懲戒処分の対象となることがあります。

・工事着手１年前の日以降に実施された既存住宅の建設住宅性能評価に係る現況検査の結果は、登録インスペクター等によるインスペクションとして取り扱うこととします。

○ インスペクションの実施方法に関する留意事項

・インスペクションは、原則として指定する現況検査チェックシート（認定長期優良住宅型及び高度省エネルギー型の場合は、認定申請時に所管行政庁に提出する状況調査書）を用いて行うものとし、交付申請書提出の際に支援室へ提出するものとします。

・インスペクションの実施にあたっては、対象部位ごとに概ね１割以上の確認を行うものとします。ただし、点検口がない等により、１割以上確認できなかった部位については、リフォーム時に確認してください。

・インスペクションで確認された劣化事象は、本事業のリフォーム工事で補修を行うこととします。ただし、当面の補修を必要としない場合に限り、維持保全計画に補修・点検等の対応内容及び時期を定め、交付申請書提出の際に提出することとします。

・共同住宅等の専用部分の申請の場合、基本的な検査対象範囲は専用部分及び、専用使用しているバルコニーから目視可能な範囲とすることができます。

・木造・鉄骨造の共同住宅等の場合、一戸建て用の現況検査チェックシートを用いることとします。また、鉄筋コンクリート造の戸建住宅の場合、共同住宅用の現況検査チェックシートを用いることとします。

（３）補助額

補助額は、次の１）に掲げるリフォーム工事に係る補助額及び２）に掲げるインスペクション等に係る補助額の合計です。なお、補助金の交付対象については、契約書、領収書及び事業実施の成果（工事結果や報告書等）を書面等により確認できるものに限られます。

１）リフォーム工事に係る補助額

リフォーム工事に係る補助金の額は、下記ａ～ｃに掲げる工事（以下、「長期優良住宅化リフォーム工事」といいます。）に要する費用の合計の３分の１以内の額とします。

ただし、ｂ．その他性能向上リフォーム工事費に係る補助金の額は、ａ．特定性能向上リフォーム工事費に係る補助金の額を超えない額とします。

設計費はリフォーム工事費に含めることはできません。

また、リフォーム工事費の補助額の算定方法は、事業タイプに応じて**表－５**のとおりとします。ただし、対象となる工事請負契約に共同住宅の共用部分を含む場合については、事業タイプによらず補助率方式とします。

ａ．特定性能向上リフォーム工事

表－１の性能項目について、評価基準等に適合させるための性能向上を図るリフォーム工事及びその附帯工事。（原則、基準に適合していない状態から適合する状態へのリフォームを対象とする。）

・リフォーム工事後の性能が**表－１**に示す性能項目において、評価基準又は認定長期優良住宅型及び高度省エネルギー型の場合は増改築認定基準に適合する場合に限ります。

ｂ．その他性能向上リフォーム工事

ａ以外の工事であって、住宅の性能向上に資するリフォーム工事及びその附帯工事。

・性能向上に資するリフォーム工事であっても、リフォーム後の性能が評価基準に満たないものは、特定性能向上リフォーム工事でなく、その他性能向上リフォーム工事とします。

・インスペクションにおいて確認された劣化事象として、本事業で指定する現況検査チェックシートにおいて劣化事象が指摘された項目の補修工事はその他性能向上工事に含みます。

・ただし、以下の補修工事は補助対象外とします。

ｲ) 現況検査チェックシートのオプション項目に係る指摘のうち「構造耐力上主要な部分」及び「雨水の浸入を防止する部分」に該当しない劣化事象の補修

ﾛ) 築１０年以内の住宅について、構造耐力上主要な部分や雨水の浸入を防止する部分の瑕疵に係る補修等、事業者が瑕疵担保責任を負うもの

・特定性能向上リフォーム工事及びその他性能向上リフォーム工事のいずれにも該当しない工事は**別表－１**の工事等とし、これらは補助対象外となります。

ｃ．三世代同居対応改修工事

複数世帯が同居しやすい住宅とするため、調理室等（調理室、浴室、便所又は玄関）を増設する工事（箇所数を増やす工事とし、**表－６**を参照）及びその附帯工事。ただし、リフォーム後に調理室等のうちいずれか２つ以上が複数箇所設置されているものに限る。

・調理室等の考え方については、**別表－２**に示すとおりとします。

・調理室等の増設に係る工事として補助対象となるのは、**別表－３**に示す本体設置工事、給排水・電気・ガス・換気工事、内装・下地工事、給湯器設置・取替工事、躯体工事（玄関の開口部に関する工事のみ）、その他工事（足場、養生等）です。詳細については、必ず別紙「三世代同居対応改修工事の内容」（Ｐ41 記載のホームページからダウンロード可能）を参照してください。

・補助率方式の場合に適用される補助対象工事費の上限額は**別表－４**のとおりです。

（その他留意事項）

同一の工事についてａ、ｂ、ｃの複数で対象とすることはできません（**別表－５**参照）。

表－５　リフォーム工事費に係る補助額の算定方法

事業タイプ	補助金の算定方法
評価基準型	単価積上方式
認定長期優良住宅型	補助率方式か単価積上方式のいずれかを事業者単位で選択
高度省エネルギー型	補助率方式

（単価積上方式について）

長期優良住宅化リフォーム工事の内容に応じて、別に定める補助工事単価を積み上げたものに補助率（1/3）を乗じて補助額を算出します。この補助額が、「①補助限度額」及び「②工事請負契約額（三世代同居対応改修工事を含み、インスペクション等の費用を除く）に契約額に応じた補助対象工事費率と補助率（1/3）を乗じて得た額」を上回らないこととします。

単価積上方式は、評価基準型及び認定長期優良住宅型（事業者が本方式を選択する場合）の戸建て住宅、併用住宅、長屋建て住宅及び共同住宅の専用部分に対して適用します。

認定長期優良住宅型（事業者が補助率方式を選択する場合）及び高度省エネルギー型については、補助率方式を適用します。

なお、補助工事単価の定めのないリフォーム工事は補助額には計上できません。

※　補助工事単価については、**別表－６**を参照すること。

※　補助対象工事費率については、**別表－７**を参照すること。

評価基準型における適用例

例１）契約額が 500 万円で 積み上げた補助額が 70 万円（単価を積み上げた値は 210 万円）の場合
500 万円×0.6（補助対象工事費率）×1/3＝100 万円 ≧ 70 万円となるので補助額は 70 万円

例２）契約額が 300 万円で 積み上げた補助額が 90 万円（単価を積み上げた値は 270 万円）の場合
300 万円×0.75（補助対象工事費率）×1/3＝75 万円 ＜ 90 万円となるので補助額は 75 万円

表－６　増設の考え方について（補足）

・増築部分に調理室等を増設した場合も補助対象とします。ただし、増築に係る躯体工事費等は補助対象外とします。

・工事中の移設等により、一時的に複数箇所となっていても複数箇所の設置とは扱いません。

・離れ等と合わせて、調理室等のうち２つ以上が複数箇所設置されている場合も補助対象となりえますが、母屋と離れ等が壁・屋根を有する渡り廊下等でつながっており、外観上一体（構造躯体が緊結されている必要はないが、外観上建物同士が接合されていること）である必要があります。

・調理室等は、壁等で区切られた既存のものが設置された空間とは別の空間に増設する場合に限ります。（同じ部屋に２つのシステムキッチンが設置されていても調理室の箇所数は１です。）

・従前の調理室等は移設しても構いませんが、その場合、補助対象となる増設への該当については、以下の①から③の順で優先して判断します。

①従前のものを移設しない場合は、新たに設ける方を増設
②複数階を有する住宅の場合は、従前の調理室等と階数が異なる方を増設
③①、②で判断できない場合は補助対象工事費が安価な方を増設

２）インスペクション等に係る補助額

設計に必要なインスペクションに要する費用、リフォーム工事の履歴情報のための図面作成等に要する費用、維持保全計画の作成に要する費用及びリフォーム瑕疵保険（大規模修繕瑕疵保険を含む。以下同じ。）の保険料が補助対象となり、補助率は１／３です。

なお、各項目の補助対象額の上限は、戸建住宅、併用住宅、長屋建て住宅及び共同住宅の専用部分に適用します。共同住宅の共用部分については、原則、戸当たり額がこの額を超えない範囲で、費用の適切性を確認し、決定します。

①長期優良住宅化リフォーム工事に先立って行う既存住宅のインスペクションに要する費用（補助対象額の上限：１５万円／戸）

・既存住宅状況調査技術者又は本事業において登録された講習団体の登録インスペクター（やむを得ないものとして予め支援室の了解を得た建築士を含む。）が実施するインスペクションであって、本事業所定の報告書（認定長期優良住宅型及び高度省エネルギー型の場合は認定申請時に所管行政庁に提出する状況調査書）の作成費用を対象とします。

・鉄筋コンクリート造の住宅について実施する中性化試験（サンプル調査）の費用についても対象とします。

（交付申請時の提出書類）　　報告書又は状況調査書の写し
（完了実績報告時の提出書類等）　領収書等の写し

②リフォーム工事の履歴情報の作成に要する費用

履歴情報の作成として補助対象とするものは、次のとおりとします。

ｲ）　<u>リフォーム計画の作成費用（補助対象額の上限：６万円／戸）</u>

リフォーム計画（工事の内容）及び当該計画が評価基準等に適合していることを確認できるようにするための図面の作成に係る費用を対象とします。

（交付申請時の提出書類）　　図面の写し
（完了実績報告時の提出書類等）　領収書等の写し

ﾛ）　<u>建築士によるリフォーム計画の評価基準への適合性確認等に係る費用（補助対象額の上限：６万円／戸）</u>

評価基準型は知事登録された建築士事務所に所属する建築士が本事業の申請様式７で、リフォーム計画が評価基準に適合していることを確認・証明するための費用を、長期優良住宅(増改築)認定を取得する場合は設計内容説明書の作成費用を対象とします。

（交付申請時の提出書類）　　様式７又は認定取得に係る設計内容説明書
（完了実績報告時の提出書類等）　建築士事務所が発行した領収書等の写し

ﾊ）　<u>長期優良住宅（増改築）認定の取得に係る費用（補助対象額の上限：６万円／戸）</u>

認定長期優良住宅型、高度省エネルギー型及び提案型において、長期優良住宅（増改築)認定を取得するために必要となる所管行政庁の手数料及び技術的審査適合証を取得するために必要となる評価機関の審査料を対象とします。

（交付申請時の提出書類等）

評価機関が発行した技術的審査適合証の写し及び増改築認定基準への適合性を確

認した設計内容説明書

（完了実績報告時の提出書類等）

所管行政庁が発行した認定通知書の写し及び領収書等の写し

評価機関の技術的審査に係る領収書等の写し

ﾆ) ＢＥＬＳ評価書の取得に係る費用（補助対象額の上限：３万円／戸）

高度省エネルギー型において、ＢＥＬＳ評価書の交付を受けるために必要となる評価機関の審査手数料を対象とします。

（交付申請時の提出書類等）　ＢＥＬＳ評価書の写し

（完了実績報告時の提出書類等）　評価機関の領収書等の写し

ﾎ) 建築士によるリフォーム工事結果の評価基準等への適合性確認に係る費用（補助対象額の上限：６万円／戸）

都道府県知事登録の建築士事務所に所属する建築士が行う、現地にて工事結果の評価基準等への適合性を確認し、申請様式１３により証明するための費用を対象とします。

（完了実績報告時の提出書類等）　様式１３及び建築士事務所が発行した領収書等の写し

③維持保全計画の作成に要する費用（補助対象額の上限：３万円／戸）

・維持保全計画を作成するための費用を対象とします。

・維持保全計画の書式は任意ですが、部位ごとの対象事象および点検の時期等、評価基準や増改築認定基準で必要とする内容が示されたものとする必要があります。

（交付申請時の提出書類等）　維持保全計画の写し

（完了実績報告時の提出書類等）　領収書等の写し

④リフォーム瑕疵保険の保険料（検査料を含む）（補助対象額の上限：３万円／戸）

・国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人によるリフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険を対象とします。

（完了実績報告時の提出書類等）　保険法人発行の保険付保証明書の写し及び領収書等の写し

３）補助限度額

補助額の上限（補助限度額）は、事業タイプに応じて、**表－７**のとおりです。三世代同居対応改修工事を実施する場合には、当該工事費に係る補助額として、５０万円を上限に加算することができます。

また、共同住宅の共用部分に係る申請の場合、１申請当たりの長期優良住宅化リフォーム工事を行う共同住宅の戸数上限は設けませんが、原則として補助額の上限を１億円とします。

※１　共同住宅の共用部分に係る申請の場合、補助額を戸数で除した額について１戸当たりの補助上限額を適用します。

※２　共同住宅を１つの管理組合で複数棟からなる団地を管理している場合も、複数棟に対する補助合計額の上限は１億円（団地全体で１億円）とします。

４）その他

・本補助事業の補助金相当額は、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う発注者に還元され

る必要があります。発注者が買取再販事業者である場合には、当該補助対象住宅の購入者に還元される必要があります。

・消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。事業費及び補助対象事業費は消費税等を除いた額としてください。

・国の他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、適正化法）第２条第４項第１号に掲げる給付金及び同項第２号の掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は補助の対象とはなりませんが、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合は、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象となる場合があります。

※　ただし、以下の国費が充当される補助事業については、その目的及び補助対象が本事業と重複することから、補助対象経費の切り分けに関わらず併用することはできません。

① 住宅ストック循環支援事業（国土交通省が実施）
② 住宅・建築物安全ストック形成事業（地方公共団体が実施）
③ 住宅の断熱改修による省エネ化(省エネリフォーム)の支援事業（経済産業省が実施）
④ 賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業（環境省が実施）

※　過去に補助金の交付を受けている住宅や設備については、当該補助金の返還の必要性の有無について、当該補助金の実施主体に確認した上で、本事業の実施を検討してください。

表－７　事業タイプに応じた補助限度額

事業タイプ	補助限度額	三世代同居対応改修工事を実施する場合
評価基準型	１００万円／戸	別途５０万円を上限に補助：最大１５０万円／戸
認定長期優良住宅型	２００万円／戸	別途５０万円を上限に補助：最大２５０万円／戸
高度省エネルギー型	２５０万円／戸	別途５０万円を上限に補助：最大３００万円／戸

（参考）補助限度額のイメージ

特定性能向上リフォーム工事と三世代同居対応改修工事の両方を実施する場合

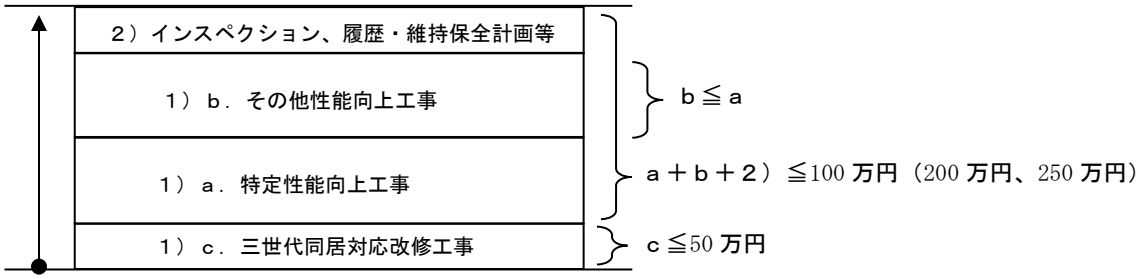

特定性能向上リフォーム工事が必要ない場合であって、三世代同居対応改修工事のみを実施する場合

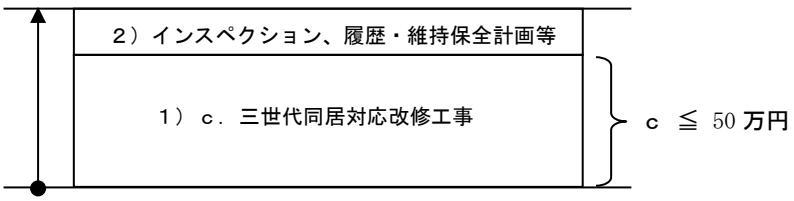

※ 少なくとも劣化対策、耐震性及びその他の性能項目のいずれか一つについて、評価基準を満たしている必要があります。（若者が既存住宅を購入してリフォームする場合には、劣化対策及び耐震性のみで可）

Ⅱ．補助事業の進め方

１．補助事業の実施体制

（１）申請手続きを行う者

交付申請等の手続きを行い、補助金の交付を受けようとする者（施工業者又は買取再販業者。以下「補助事業者」という。）は、交付規程及び本マニュアルに従って、所要の手続きを行う必要があります。

請負契約に基づきリフォーム工事を行う施工業者が事業の申請者である場合には、施工業者が補助事業者となり、施工業者と発注者が共同して補助事業を行う事になります。補助事業者となる施工業者は、補助要件を満たすための工事及び補助対象となる工事を全て受注する者（元請け業者）としてください（補助要件を満たすための工事や補助対象工事が分離発注される場合は補助対象となりません。）具体的な交付申請手続きなどは、施工業者が代表して行っていただくこととなります（①参照。買取再販業者が補助事業者となる場合は②参照）。

①　施工業者が補助事業者の場合

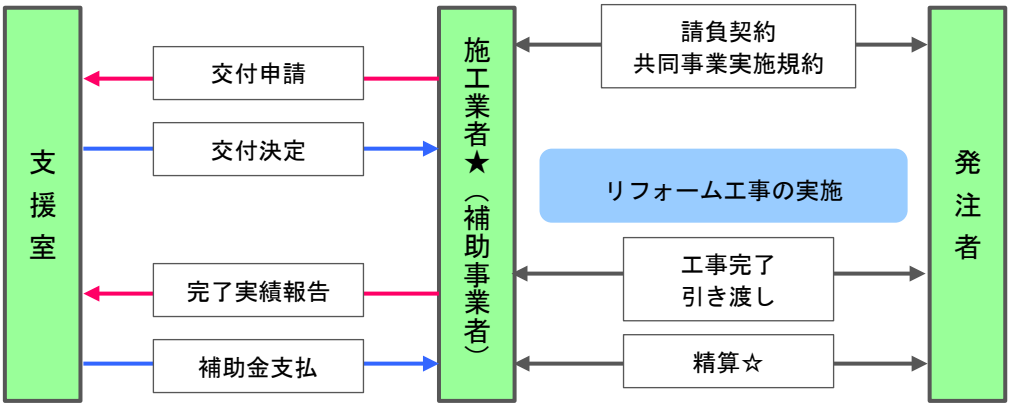

★：事業の申請者
☆：共同事業実施規約の写しを交付申請時に提出していただき、それに基づき精算いただきます。
＊補助金の支払は、事業者ポータルサイトに登録した施工業者名義の口座に行われます。
注）施工業者と発注者との関係が関係会社等に該当する場合は、三者見積の提出が必要となります（単価積上方式の場合を除く）。

②　買取再販業者（発注者）が補助事業者の場合

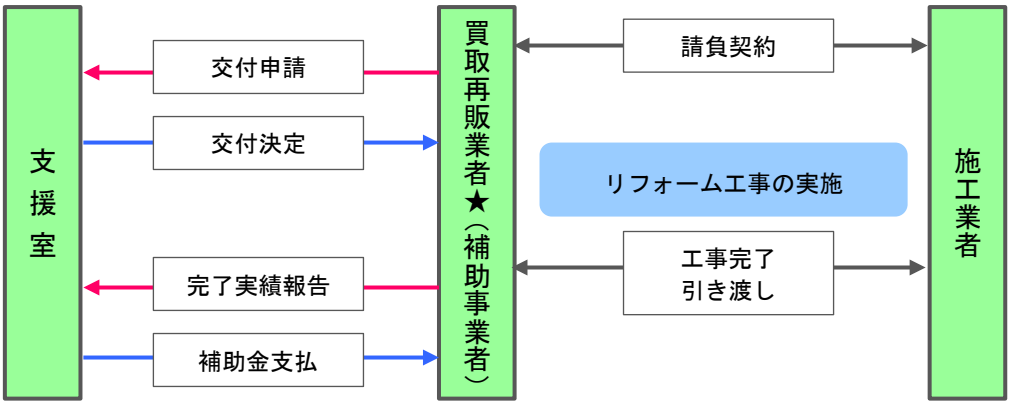

★：事業の申請者
＊補助金の支払は、事業者ポータルサイトに登録した買取再販業者名義の口座に行われます。
注）買取再販業者と施工業者との関係が関係会社等に該当する場合は、三者見積の提出が必要となります（単価積上方式の場合を除く）。

（２）補助金交付申請を制限する者について

支援室は、次のいずれかに該当する者については、原則として補助金交付申請を制限します。

① 平成２６年度以降、国土交通省住宅局が所轄する補助事業において、本補助金の交付規程第１３条の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたことがあるもの

② 暴力団又は暴力団員であるもの、及び暴力団又は暴力団員と不適切な関係にあるもの

（３）補助金の受取に関する規約（共同事業実施規約）等について

施工業者が補助事業者となる場合、本補助事業の補助金相当額は、リフォーム工事の工事発注者に還元される必要があることから、様式２に定める共同事業実施規約を締結し、交付申請時に提出していただきます。共同事業実施規約において、受領した補助金の還元方法を定めます。

① 補助金の受領後に、施工業者から発注者に補助金が支払われる方式

② 工事発注者は、請負契約額から補助金相当分を除いた額をリフォーム施工業者に支払い、補助金はリフォーム施工業者に支払われる方式

なお、買取再販業者が補助事業者となる場合、補助金相当額は当該補助対象住宅の購入者に還元していただくこととして、様式３に定める誓約書を交付申請時に提出していただきます。

いずれも補助金の受取に関する事項の他、補助事業を実施する上で、遵守すべき事項等を確認し、記名・押印して提出いただきます。なお、規約で定めた内容に関するトラブルについては、当事者間において解決していただきます。

共同事業実施規約又は誓約書が提出されない場合、補助金交付決定は行いませんので、補助金を受け取ることはできません。

２．事業者登録

（１）事業者登録の概要

補助事業を実施しようとする者（申請者）は、補助金交付申請に先だって、まずは、平成２９年度長期優良住宅化リフォーム推進事業のホームページ（以下、「本事業ホームページ」という。）から、事業者登録を行います。

事業者登録を行えるのは、リフォーム工事の施工業者又は買取再販業者です。また、リフォーム工事の施工業者については、登録リフォーム団体が、その構成員である事業者のうち本事業を実施しようとする施工業者を一括して登録することができます。

事前採択タイプの場合は、評価室が、採択事業者の提案内容に基づいて事業者登録を行います。

事業者登録がなされた場合、本事業ホームページにおいて公表※することに同意したものとして取扱いますので、あらかじめ了知した上で事業者登録を行ってください。

※ 公表情報：事業者名、所在地、連絡先、法人番号、建設業許可等の有無、保険法人への登録の有無、所属する登録リフォーム団体

（２）事業者登録の効果

事業者登録が完了すると、登録事業者はリフォーム工事の着手（着工）を除き、インスペクションや工事請負契約の締結等を行えるようになります。

ただし、**補助金交付決定がなされるまでは補助金の交付を約束するものではありません**ので、インスペクションやリフォームの工事請負契約の締結等は登録事業者（申請者）の自己責任により行ってください。

３．工事請負契約の締結・評価基準等への適合性確認

本事業について補助金交付申請を行おうとする場合、インスペクションを実施して対象住宅に劣化事象が生じていないかどうか、リフォーム工事の内容を決定し、評価基準等に適合しているかどうかを確認しておく必要があります。

このため、本事業においては、２．事業者登録を行った場合、工事請負契約の締結（リフォーム工事の着手は除きます。）やインスペクションの実施等を行っても良いこととしています。

ただし、補助金交付決定がなされるまでは補助金の交付を約束するものではありませんので、インスペクションやリフォームの工事請負契約の締結等は登録事業者（申請者）の自己責任により行ってください。

（１）工事請負契約の締結

本補助事業を適用しようとするリフォーム工事について工事請負契約を締結しようとする場合は、その前に事業者登録を終えてください。

（２）インスペクションの実施及び維持保全計画書の作成

リフォーム工事前に実施することとします。また、インスペクションで確認された劣化事象については、原則として本事業におけるリフォーム工事で補修する必要があります。

必ずしも当面の補修を要さない場合等においては、維持保全計画に今後の補修時期または次回の点検時期を明記してください。

※　現況検査チェックシート及び維持保全計画書は交付申請時に提出する必要があります。
維持保全計画書については、修正が生じた場合、完了報告時に改めて提出してください。

※　認定長期優良住宅型及び高度省エネルギー型の場合は、所管行政庁への認定申請前（評価機関による増改築認定基準への適合性についての技術的審査が必要な場合は、評価機関に基準適合確認の依頼を行う前）にインスペクションの実施が必要です。

（３）リフォーム計画の評価基準等への適合性の確認

契約した工事内容に基づくリフォーム工事後の住宅の性能及び三世代同居対応改修工事の内容※について、事業タイプに応じ、それぞれ以下の①から③により確認してください。

① 評価基準型：建築士による評価基準への適合確認
② 認定長期優良住宅型：長期優良住宅法に基づいて所管行政庁が行う増築・改築に係る長期優良住宅の認定（以下、「長期優良住宅（増改築）認定」という。）の取得
③ 高度省エネルギー型：②の長期優良住宅（増改築）認定に加え、ＢＥＬＳの実施機関が交付する評価書（以下、「ＢＥＬＳ評価書」という。）であって、ＢＥＩ値が0.80以下のものの取得。ただし、太陽光発電設備を設ける場合にあっては、当該発電効果を除いたＢＥＩ値が0.80以下であることとする。

交付申請書の住宅性能に関する技術的な内容について疑問や不明点がある場合は、交付申請書を支援室に提出する前に評価室の相談窓口にご相談ください。（詳細はＰ41）

（留意事項）
・①において建築士による適合確認を行う場合は、当該住宅について設計・工事監理ができる建築士免許を有する建築士が行うものとします。
・長期優良住宅（増改築）認定及びＢＥＬＳ評価に関する情報や問合せ先は、本マニュアル巻末の参考資料（**別表－８、９**）を参照してください。

４．交付申請から補助金受領までの流れ

ここでは補助金の交付を受けるために必要不可欠な手続きの流れを説明します（手続きの具体的内容はⅢ以降で説明）。手続きが行われない場合、補助金は交付されませんのでご注意ください。

（１）交付申請（「交付変更承認申請」含む）

①　住宅情報の登録

申請者は事業者ポータルサイトで住宅の所在地、発注者名などの登録を行ってください。

②　交付申請書類の提出

申請者は、交付申請に必要な書類を作成し、定められた期間に支援室に提出しなければなりません（提出先はＰ42）。

評価基準型の場合は、対象住宅の性能等に関して評価室による技術的審査の対象となるため、**交付申請と同時に技術的審査に必要な書類を評価室に提出**しなければなりません。

③　交付申請受領書の発行

支援室は交付申請書の提出を受け、申請書類の不足や重大な不備が無いことが確認された場合、申請者へ交付申請書受領書を発行し、電子メールにて送付します。

受領書は、申請書類の不足や重大な不備が無いことを確認して、申請書を受理した旨を通知するものであり、**補助金の交付を約束するものではありません。**

（２）交付決定（「変更交付決定」含む）

支援室は、交付申請書の内容が評価基準等に適合※し、補助対象工事に該当するものであることを確認できた場合、申請者に対し補助金交付決定通知書を送付します。

あわせて、工事発注者に対しても交付決定された旨のお知らせを送付します。

交付申請書の審査において、申請内容が評価基準等に不適合、または補助対象工事に該当しないと判断された事業又はその部分は、補助の対象となりません。

※　補助金交付決定がなされない限り補助金を受け取ることはできません。
※　評価基準型については、評価室による技術的審査を経た上で交付決定が行われます。
※　補助事業者は交付要綱、交付規程、本マニュアル及び交付決定で附された条件に従い、事業を実施しなければなりません。

（３）リフォーム工事の実施

交付申請書受領書に記載の受付日以降に実施するリフォーム工事が補助対象となります。**受付日前に実施されたリフォーム工事は、当該契約に基づく全ての工事が補助の対象となりません。本事業では契約書に記載の工期の始期を工事着手日とします。**

なお、完了実績報告の最終提出期限である平成３０年２月１６日までに発注者への引渡しを終えて、完了実績報告の提出ができるよう工事着手してください。この期限までに完了実績報告の提出がなされない場合、補助金は交付されません。

※　交付申請書受領書をもって補助対象リフォーム工事に着手する場合は、補助金の交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、申請者自らの責任とすることを了知した上で実施してください。また、交付申請書の審査において不備や誤り等が確認された場合は、補助金が交付されない、または補助金額が減額される場合があることを了知した上で実施してください。

（４）完了実績報告

完了実績報告に先立ち、事業者ポータルサイトで補助金振込口座の登録を行ってください。また、全事業タイプで、建築士の現地確認により、工事が申請内容のとおり実施されたことの証明を受けます。補助事業者は、工事完了後速やかに、必要な書類を作成し、支援室に完了実績報告をします。支援室では当該報告に係る書面審査に加えて、必要に応じて現地検査を実施します。

現地検査では、交付決定の内容及びそれに附した条件どおりリフォーム工事が実施されているかどうかを、現場の状況や工事過程の記録等により確認します。

また、完了実績報告にあわせて、当該報告に基づき支援室が額の確定を行った補助金額を請求額とする補助金の支払い請求を行います。完了実績報告の審査により、補助金額が交付決定額よりも減額されて額の確定が行われた場合には、確定された補助金額で補助金が支払われます。

※　交付申請書受領後にリフォーム工事に着手した場合、交付決定前に工事が完了しても、交付決定がされるまでは完了実績報告を行うことはできません。

（５）補助金交付の額の確定

支援室は、完了実績報告の内容が交付決定の内容及びそれに附した条件どおり実施されたことが確認できた場合に、補助事業者に対して、補助金交付の額の確定通知書を送付します。

※　補助金の支払額は、交付決定額や補助事業者が完了実績報告書で報告した額及び請求額によらず、支援室が補助事業の実施状況を確認して「額の確定」を行った金額となります。

※　したがって、工事を実施した事実が確認できない場合や、現地検査等により申請内容が補助事業の要件に適合していない事が判明した場合、交付すべき補助金の額はゼロとなり、補助金は交付されません。

（６）補助金の支払い・受領

額の確定通知書の送付後に、補助事業者名義の口座に補助金が振り込まれます。

補助金を受領した補助事業者は、共同事業実施規約の定めるところに従い、補助金の還元を速やかに行います。

５．交付申請前の技術的相談

補助金交付申請書の住宅性能に関する技術的な相談窓口を開設していますので、補助金交付申請書を支援室に提出する前に、相談窓口との相談を経て、申請書の誤りや疑問点等を解消してください（相談窓口連絡先はＰ41 参照）

相談窓口において対応する住宅性能等に関する技術的な相談内容の例は下記のとおりです。

・補助金交付申請書のうち、評価基準等への適合性に関する相談
・三世代同居対応改修工事の要件への適合性に関する相談　　等

６．補助事業の実施フロー

評価基準型の場合は、次ページ**図-１**のフローに則り手続きを進めてください。

認定長期優良住宅型及び高度省エネルギー型の場合は、**図-２**のフローに則り手続きを進めてください。これらの場合は必ず認定申請前（評価機関による増改築認定基準への適合性についての技術的審査が必要な場合は、評価機関に技術的審査の依頼を行う前）にインスペクションを実施し、維持保全計画の作成をすることが必要となりますのでご注意ください。

図－１　建築士が適合確認を行う場合（ 評価基準型 ）

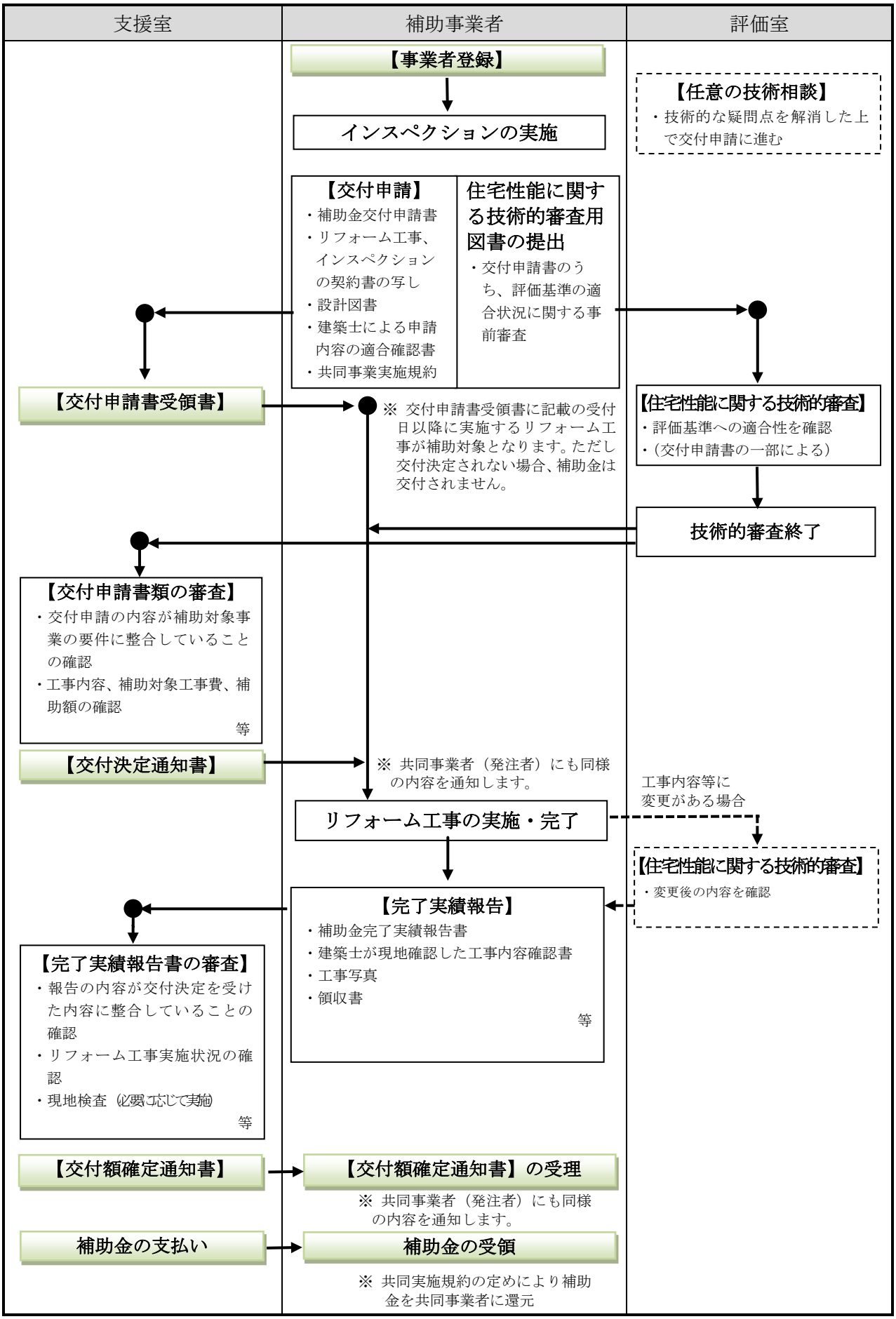

図－２　長期優良住宅(増改築)認定を取得する場合（ 認定長期優良住宅型、高度省エネルギー型 ）

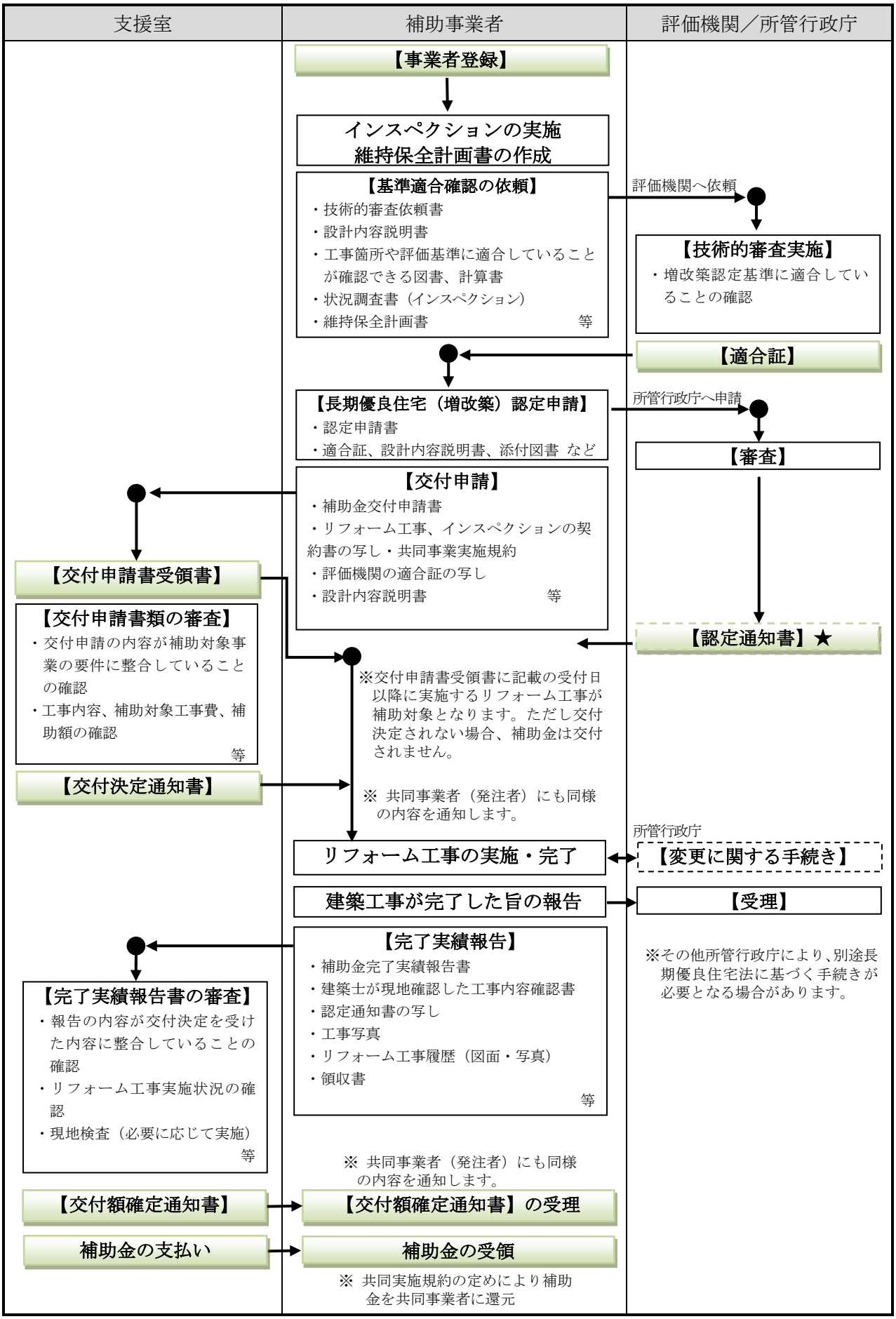

７．年間スケジュール（平成 29 年 4 月時点における予定）

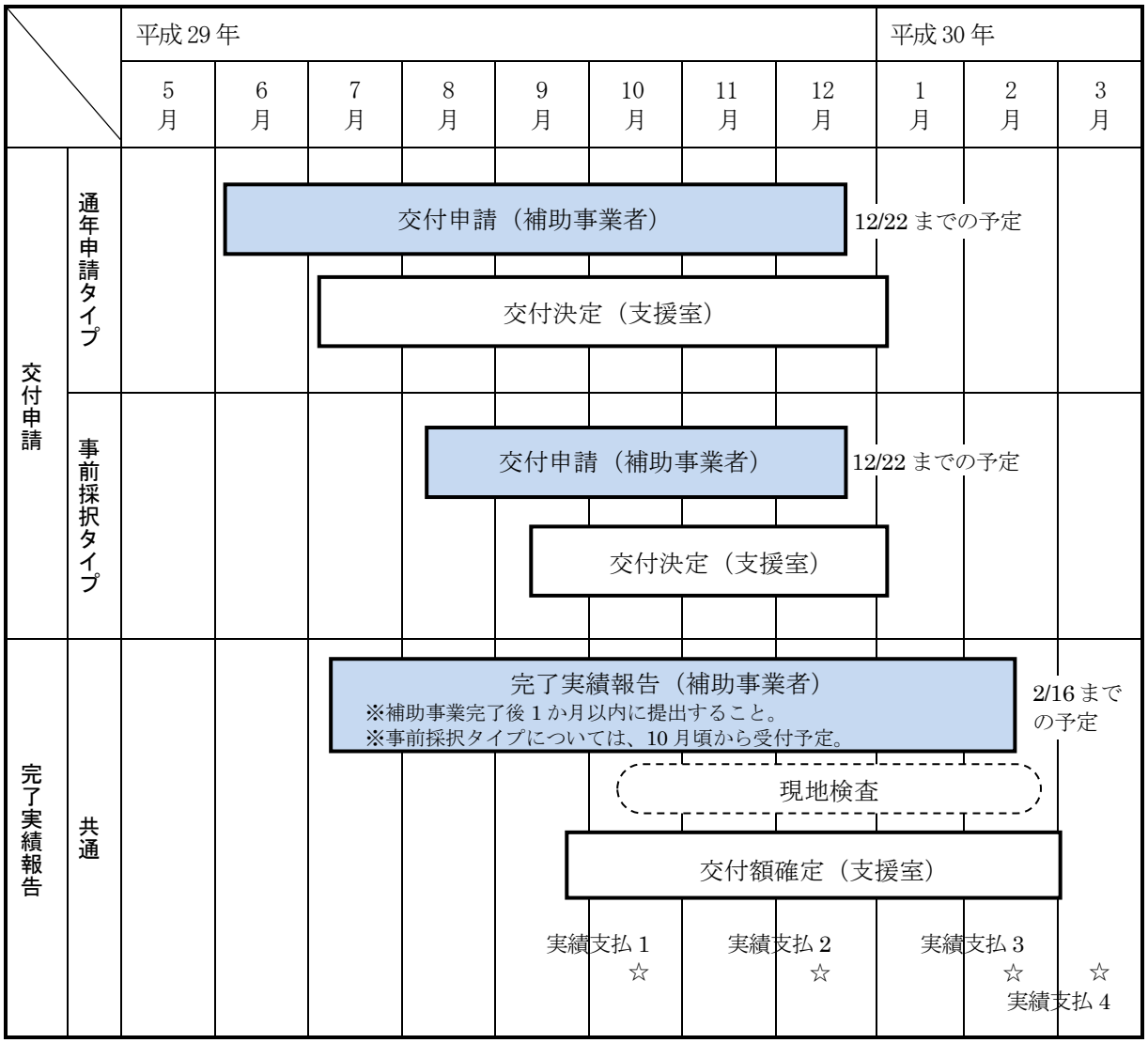

※スケジュールは諸事情により変更になる場合があります。

Ⅲ．交付申請

リフォーム工事の対象住宅とその工事内容が決まった時点で補助事業者が交付申請を行います。

補助事業者は、交付要綱、交付規程及び本マニュアルの内容を確認、了知した上で補助金交付申請手続きを行わなければなりません。

１．交付申請書の提出書類

補助事業者は、**表－８**の提出書類一覧に従って必要書類を揃えて支援室に提出します。

申請タイプ、事業タイプにより提出する書類が異なりますのでご注意ください。

評価基準型の場合は、評価基準への適合性の確認を受けるため、支援室に加え、評価室に技術的審査用図書送付状及び表－８の⑨、⑫、⑬、⑱、⑲、㉚の書類（以下、「技術的審査書類」という）を提出します。

２．交付申請の提出時期、提出期限

交付申請書及び技術的審査書類の**提出期限は、平成２９年１２月２２日（金）（必着）まで**です。

交付申請は提出期限まで随時受け付けますが、認定長期優良住宅型や高度省エネルギー型の場合の評価機関の長期優良住宅（増改築）認定に係る技術的審査適合証の発行に係る期間を踏まえ、スケジュールに余裕を持って早めにこれらの手続きを行ってください。

提出期限間近等書類の提出が集中する時期や提出書類に不備等が多い場合は、交付申請書の審査に相当の時間を要しますので、あらかじめご承知おきください。

なお、通年申請タイプについては、予算の執行の状況等により期限を短縮する場合がありますのでご留意ください。

３．交付申請書の提出方法

（１）提出先、様式等の入手先

交付申請書の提出先は支援室（P.42 参照）です。交付申請書の様式等は、様式１は事業者登録を行った事業者ポータルサイトから、その他の様式は支援室ホームページから入手できます。

技術的審査書類の提出先は評価室事務局（P.41 参照）です。技術的審査に関する様式等は、事業者ポータルサイトから入手できます。

（２）申請書類の提出方法

１）交付申請書について

交付申請書類１部を表―８の提出書類の順でフラットファイル(A4 縦）に綴じて提出してください。インデックスの貼付けは不要です。ファイルの表紙には「長期優良住宅化リフォーム推進事業（平成２９年度）［通年申請タイプ（又は事前採択タイプ）］」と記載する他、「交付申請書」である旨、「補助事業者名」、「交付申請番号」を記載してください。背表紙には表示は不要です。

提出は郵送（必ず簡易書留等申請者自身で書類の所在確認できる方法）のみとします。

郵送時の封筒等には必ず「通年申請タイプ（又は事前採択タイプ）」及び、「交付申請書在中」の旨を記載してください。（提出後は審査で対応する場合を除き申請書類の差し替えは固くお断りします。）

提出書類は、返却しませんので問合せに対応できるよう、**必ず控えを各自保管**してください。

２）技術的審査書類について（評価基準型の場合）

技術的審査書類１部を様式 8　冒頭にある適合性確認に要した資料等の番号順にフラットファイル(A4 縦）に綴じて提出してください。インデックスの貼付けは不要です。フラットファイルや封筒等への表示は交付申請と同様に表記（「交付申請書」を「技術的審査用図書」と表記）してください。

提出書類は、返却しませんので問合せに対応できるよう、**必ず控えを各自保管**してください。

４．交付申請の受付（交付申請書受領書の送信）、連絡

支援室は、交付申請書の提出を受け、交付申請書及び添付資料に不足が無いこと及び重大な不備が無いことを確認（評価基準型の場合は、評価室において、評価基準への適合性に関し、必要な図書の不足や重大な不備が無いことを確認します。）できた場合、交付申請書受領書を事業者登録時の連絡先に電子メールにて送信します。

交付申請書（評価基準等への適合性に関する技術的審査）の内容確認等に関する連絡等も同じ連絡先へ、電子メール、電話等で行います。

※　評価基準型の場合、支援室での交付申請額に関する審査は、評価室による技術的審査の終了後となります。

表－８　交付申請時の提出書類一覧

評価：評価基準型、認定：認定長期優良住宅型、高度：高度省エネルギー型
単価：認定長期優良住宅型で単価積上方式の場合、補率：認定長期優良住宅型で補助率方式の場合

番号	提出書類	様式	摘要		
			評価	認定(単価)	認定(補率)高度
①	平成 29 年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付申請書	様式 1 ★	◎	◎	◎
②	提出書類チェックシート（交付申請用）	―	◎	◎	◎
③	個人事業主の印鑑登録証明書（原本） （登録リフォーム団体が一括して事業者登録を行った場合を除く）	―	○	○	○
④	削　除				
⑤	採択通知の写し（事前採択タイプの場合） （採択の変更があった場合は変更後の採択通知の写し）	―	○	○	○
⑥	平成 29 年度長期優良住宅化リフォーム推進事業 共同事業実施規約（施工業者が補助事業者の場合）	様式 2	○	○	○
⑦	平成 29 年度長期優良住宅化リフォーム推進事業 共同事業実施規約（別紙）（施工業者が補助事業者の場合）	様式 2 の 2	○	○	○
⑧	平成 29 年度長期優良住宅化リフォーム推進事業 買取再販に係る誓約書（補助事業者が買取再販業者の場合）	様式 3	○	○	○
⑨	交付申請概要書	様式 4	◎＊	◎	◎
⑩	住宅の売買契約書の写し（若者による既存住宅購入に伴って実施する場合）	―	○	―	―
⑪	発注者の年齢が確認できる書類の写し（若者による既存住宅購入に伴って実施する場合）	―	○	―	―
⑫	性能向上リフォーム工事内容一覧表（補助率方式用）	様式 5	(○＊)	―	○
⑬	三世代同居対応改修工事内容一覧表（補助率方式用）	様式 5 の 2	(○＊)	―	○
⑭	交付申請額算出表（補助率方式用）	様式 6	(○)	―	◎

⑮	建築士によるリフォーム後の住宅性能に係る基準の適合確認書（評価基準型）	様式７	◎	―	―
⑯	リフォーム後の住宅性能に係る基準の適合を確認した建築士の建築士免許証の写し	―	◎	―	―
⑰	リフォーム後の住宅性能に係る基準の適合を確認した建築士が所属する建築士事務所登録証の写し（確認費用を補助対象とする場合）	―	○	―	―
⑱	リフォーム後の住宅性能に係る基準等の適合状況確認書及び単価積上方式による補助対象工事費の算出表	様式８	◎＊	―	―
⑲	「リフォーム後の住宅性能に係る基準の適合状況確認書」で建築士が適合確認のために用いた図書等	―	＊	―	―
⑳	単価積上方式による補助対象工事費の算出表	様式８の２	―	◎	―
㉑	交付申請額算出表（単価積上方式用）	様式９	◎	◎	―
㉒	評価機関による増改築認定基準への適合性を確認した書類（技術的審査適合証）の写し （評価機関を活用しない所管行政庁の場合は、認定通知書の写し、認定申請書副本の写し）	―	―	◎	◎
㉓	増改築認定基準への適合性を確認した設計内容説明書	―	―	◎	◎
㉔	ＢＥＬＳ評価書の写し（高度省エネルギー型の場合）	―	―	―	○
㉕	現況検査チェックシートの写し（認定長期優良住宅型の場合は状況調査書の写し）、又は既存住宅・現況検査評価書の写し	―	◎	◎	◎
㉖	インスペクションを実施した建築士の建築士免許証の写し、又は建築施工管理技士の技術検定試験合格証明書等の写し （⑯と同じ場合は不要）	―	◎	◎	◎
㉗	インスペクションを実施した建築士が所属する建築士事務所登録証の写し（確認費用を補助対象とする場合）（⑰と同じ場合は不要）	―	○	○	○
㉘	維持保全計画書の写し	―	◎	◎	◎
㉙	付近見取図（住宅の位置を記した地図等）	―	◎	◎	◎
㉚	リフォーム工事箇所、工事内容、工事の数量がわかる図面 （平面図、立面図、詳細図、仕様書など）	―	◎＊	◎	◎
㉛	リフォーム工事前の平面図等（三世代同居改修工事を実施する場合）	―	―	○	○
㉜	リフォーム工事の請負契約書等の写し及びその内訳書	―	◎	◎	◎
㉝	インスペクション等 ※に関する契約書等の写し（補助対象とする費用に限る）	―	○	○	○
㉞	施工業者以外の２社による見積書及びその内訳書（発注者と施工業者が関係会社等である場合。単価積上方式により申請する場合を除く。）	―	○	○	○
㉟	その他支援室、評価室が確認に必要と判断するもの	―	○＊	○	○

※　「インスペクション等」とは、インスペクションの実施、リフォーム工事の履歴情報としての図面作成等、維持保全計画の作成及びリフォーム瑕疵保険への加入を表す。

（様式欄の凡例）　★：事業者ポータルサイトからダウンロードする様式
（他の様式は支援室ホームページからダウンロードできます。）

（摘要欄の凡例）　◎：必須書類　　○：該当する場合に必要となる書類
＊：技術的審査で必要となる書類　　―：該当なし
（　）：補助率方式の場合に必要となる書類

＜様式の記載等に当たっての注意事項＞

〇共通事項

・①平成29年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付申請書（様式１）は、事業者登録を行った事業者ポータルサイトからダウンロードします。

事業者登録後に、住宅情報の登録を行うとダウンロードが可能となります。ダウンロード時に交付申請番号が付番され、ダウンロードした交付申請書の上部に記載されます。

なお、登録に不備がある場合はダウンロードができません。

・交付申請書（様式１）以外の様式は、支援室ホームページからダウンロードします。提出書類チェックシート（交付申請用）も一緒にダウンロードされます。

申請タイプ、事業タイプによりダウンロードデータが異なるので注意すること。

最初のシートに交付申請番号の入力欄があります。この欄には交付申請書（様式１）の上部に記載されている交付申請番号を正しく入力します。

交付申請額を算出する際にも活用していますので、交付申請番号を入力しないと補助金は算出されません。

この欄に交付申請番号を入力すると、他の様式にも反映されます。

・様式を記入する際は記入例を参照のこと。

・交付申請書作成の際は、金額が「円」単位と「千円」単位がありますので注意すること。補助額の算定時に「円」単位から「千円」単位に換算する際は、千円未満は切り捨てとすること。

・図面等は判読可能なものとし、原則としてA4、最大でA3迄としてください。

①平成29年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付申請書（様式１）

・ダウンロードして印刷した様式に、次の情報を油性ボールペン等により記入します。

「交付申請額」：補助率方式は様式６、単価積上方式は様式９の算出結果の額です。

「事業完了の期日」：工事請負契約書の工期の終期（引き渡し日）です。

「申請日」：提出する日

②提出書類チェックシート（交付申請用）

・提出する前に、必ずこの提出書類チェックシートで書類が整っていることを確認します。

確認の際に、チェック欄にペンで「レ」チェックし、交付申請書と一緒に提出します。

③個人事業主の印鑑登録証明書（登録リフォーム団体が一括して事業者登録を行った場合を除く）

・個人事業主の場合は、個人事業主本人の「印鑑登録証明書」の原本を提出すること。

・申請日を基準とし、３か月以内に取得したものとすること。

・法人登記されている事業者の場合は、事業者登録において13桁の法人番号（いわゆる「法人マイナンバー」）を登録することにより、確認書類としての登記事項証明書の提出は不要とします。

・登録リフォーム団体の構成員として、同団体事務局が一括して事業者登録を行った事業者についても、印鑑登録証明書等の提出は不要とします。

⑤採択通知の写し（採択の変更があった場合は変更後の採択通知の写し）

・事前採択タイプの場合に提出が必要です。

・国土交通省から届いた採択通知の一枚目（国土交通省の押印があるもの）と別紙の全てを提出します。

⑥平成29年度長期優良住宅化リフォーム推進事業 共同事業実施規約（様式２）

・補助事業者が施工業者の場合に提出が必要です。

・共同事業実施規約は、本事業所定の様式を使用します。規約では第２条の（イ）（ロ）（ハ）と第４条にチ

ェック項目があるので記入漏れが無いようにすること。

・規約は発注者と施工業者の保管用として記名・押印により２通作成し双方で保管します。保管用の規約とは別に、支援室への提出用の規約も作成し、提出用の規約には、様式下部の発注者と施工業者の記名・押印に加え、様式上部に施工業者が記名・押印した原本を提出します。

・記入間違いや記入漏れがある場合は、再度作成の上原本の提出を求めます。

・第２条（イ）で「有り」にチェックした場合、共同事業実施規約（別紙）（様式２の２）を作成します。

・第２条（ロ）で「該当する」にチェックした場合、三者見積書の提出が必要です。㉞を参照のこと。

⑦平成29年度長期優良住宅化リフォーム推進事業 共同事業実施規約（別紙）（様式２の２）

・第２条（イ）で「有り」にチェックした場合、共同事業実施規約（別紙）（様式２の２）を作成します。

・申請制限に関する質問等には、次の国土交通省担当者において個別に対応します。

国土交通省住宅局住宅生産課　担当：西村（電話 03-5253-8111　内線 39-431）

⑧平成29年度長期優良住宅化リフォーム推進事業 買取再販に係る誓約書（様式３）

・交付申請者が買取再販業者である場合に提出が必要です。

・第２条（イ）で「有り」にチェックした場合は、様式下部の概要を入力します。

・申請制限に関する内容は、⑦を参照。

・第２条（ロ）で「該当する」にチェックした場合、三者見積書の提出が必要です。㉞を参照のこと。

⑨交付申請概要書（様式４）

・「共通」の項目は全ての申請タイプ、事業タイプで共通です。入力漏れのないようにすること。

・下半分は、各項目に該当する場合に入力します。

⑩住宅の売買契約書の写し（若者による既存住宅購入に伴って実施する場合）

・若者による既存住宅購入に伴って実施する場合に提出が必要です。平成29年4月1日において40歳未満である者が、平成28年10月1日以降に既存住宅を購入した上で、購入から１年以内にリフォーム工事を実施することが要件です。

・売買契約書には、売主・買主の記名・押印、契約日、期日、契約額、対象住宅の情報（住宅の所在地等）、支払時期・額が明記され、収入印紙が貼付されていることを確認すること。

⑪発注者の年齢が確認できる書類の写し（若者による既存住宅購入に伴って実施する場合）

・住民票の写し（生年月日の記載があり、**マイナンバーの記載がないもの**）、運転免許証の写し、パスポートの写しなど、公的機関発行のもので生年月日が確認できるものの写しを提出します。

⑫性能向上リフォーム工事内容一覧表（補助率方式用）（様式５）

・「番号」の列に工事毎に番号を付け、図面の工事箇所と内訳書の該当項目に同じ番号を記載してください。（図面や内訳書の表示例：特定１番、特定２番、その他３番）

・特定性能向上リフォーム工事の「性能項目」欄は工事内容に該当する性能基準の番号を入力してください。

・工事内容が記されている図面の「図面名・番号」、内訳書の「記載ページ」は必ず記載してください。

・ユニットバス化、高断熱浴槽の設置を補助対象とする場合は、□にチェックを付け、補助対象工事費を入力してください。共同住宅で複数住戸を対象とする場合は、住戸数を入力してください。

・リフォーム工事の内容は具体的に記入してください。

⑬三世代同居対応改修工事内容一覧表（補助率方式用）（様式５の２）

・「番号」の列の番号は、図面の工事箇所と内訳書の該当項目に同じ番号を記載してください。

・「対象となる工事の内容」の欄内の入力項目、選択項目は、必ず入力・選択してください。工事費の計算に使用しているため、入力漏れの場合は工事費が正しく集計されません。

・「対象となる工事の内容」欄の各工事は該当する工事の□にチェックを付け、工事費を入力してください。
・工事内容が記されている図面の「図面名・番号」、内訳書の「ページ」は必ず記載してください。

⑭交付申請額算出表（補助率方式用）（様式６）

・「工事請負契約等の額」欄は、消費税抜き契約額を入力します。追加工事がある場合は、契約書の単位で入力の可否を判断することとし、補助対象工事が含まれる追加工事の契約がある場合は、契約書等の契約額（消費税抜）を契約書ごとに入力し、補助対象工事が含まれない追加工事の契約額はこの欄に契約額を入力しないこと。補助対象とするインスペクション費が別契約の場合も、この欄にその契約額を入力します。
・「インスペクション等の費用」欄は、補助対象とする費用の項目に、契約額のうち補助対象額を入力します。ここに入力する補助対象額は「工事請負契約等の額」欄に入力した契約額に含まれている必要があります。
・「補助限度額ごとに活用する住戸数」欄は、一戸建ての住宅であっても必ず該当する箇所に戸数１を入力します。
・「交付申請額の算出」欄は、様式５や様式５の２で集計された補助対象工事費が自動入力されます。
・交付申請額は、ルールに従って自動で計算されますが、この様式や様式５、様式５の２に間違い、入力漏れがあると正しく計算されませんので注意すること。

⑮建築士によるリフォーム後の住宅性能に係る基準の適合確認書（評価基準型等）（様式７）

・様式８や、適合性確認のために用いた資料等により、リフォームの計画がリフォーム後の住宅性能に係る基準等に適合していることを、建築士が確認し証明します。

⑯リフォーム後の住宅性能に係る基準の適合を確認した建築士の建築士免許証の写し

⑰リフォーム後の住宅性能に係る基準の適合を確認した建築士が所属する建築士事務所登録証の写し（確認費用を補助対象とする場合）

・リフォーム後の住宅性能に係る評価基準等の適合状況確認書の作成を補助対象として計上する場合は、知事登録された建築士事務所に所属する建築士が実施する必要がありますので、建築士事務所登録証の写しを提出します。

事務所に掲げている看板の写真は、建築士事務所登録証の代わりにはなりません。

⑱リフォーム後の住宅性能に係る基準等の適合状況確認書及び単価積上方式による補助対象工事費の算出表（様式８）

・「適用する評価基準」欄、「住宅性能等記入」欄は、リフォーム後の住宅性能に係る基準の適合状況を確認した建築士により作成します。「住宅性能等記入」欄の数量については施工業者の担当者等が積算結果や図面に基づいて記入することもできます。
・数量を入力すると、補助対象工事費が自動で計算され、「特定性能向上リフォーム工事」「その他性能向上リフォーム工事」「三世代同居対応改修工事」毎に集計されます。この集計された補助対象工事費は様式９に自動で反映されます。

⑲「リフォーム後の住宅性能に係る基準の適合状況確認書」で建築士が適合確認のために用いた図書等

・評価基準への適合確認のために用いた次に掲げる図書等は必ず提出します。
(1)「１.構造躯体等の劣化対策」のうち、鉄筋コンクリート造で中性化深さの調査、塩化物イオン量について調査を行った場合の調査結果
(2)「２.耐震性」の基準適合の判定に係るもの（確認済証、検査済証、設計図書、構造計算書、耐震診断の結果など）全て

大臣認定書等を用いる場合は大臣認定書等及び認定書等の概要・範囲が確認できる図書

壁量計算等や構造計算書を用いる場合は住宅が特定できる部分及び構造計算の結果が確認できる図書

耐震診断による場合は住宅が特定できる部分及びIs値、q値（木造はIw値）が確認できる図書

(3)「３.省エネルギー対策」のうち、計算により適合を確認したもの（外皮平均熱貫流率計算書、冷房期平均日射熱取得率計算書、一次エネルギー消費量計算書、その他断熱等性能等級の仕様規定・改修タイプの断熱仕様の判断に係る計算（開口部比率算出根拠）を含む温熱計算書全般）について、評価基準の適合状況を判断するために必要な計算結果が確認できる図書

(4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく特別評価方法認定または第三者機関による任意評定により基準を満たす措置と同等以上の措置であると認められたものによって基準を満たす場合は、「特別評価方法認定書」と、「試験の結果の証明書」のうち特別評価方法等により代えられる評価方法基準等の部分が確認できる図書

(5) リフォーム工事により性能が向上すること、又は、調理室等の増設を確認するため、リフォーム工事前後の平面図等（リフォーム後の図面は工事箇所、工事内容、工事の数量が分かるものであること）であって、㉚に記載の内容にしたがったもの（この場合、㉚の図面等の提出は不要です。）

・必要に応じ、評価基準の適合確認に用いたその他の図書等の提出を求めることがあります。

⑳単価積上方式による補助対象工事費の算出表（様式８の２）

・数量を入力すると、補助対象工事費が自動で計算され、「特定性能向上リフォーム工事」「その他性能向上リフォーム工事」「三世代同居対応改修工事」毎に集計されます。この集計された補助対象工事費は様式９に自動で反映されます。

㉑交付申請額算出表（単価積上方式用）（様式９）

・「工事請負契約等の額」欄は、消費税抜き契約額を入力します。追加工事がある場合は、契約書の単位で入力の可否を判断することとし、補助対象工事が含まれる追加工事の契約がある場合は、契約書等の契約額（消費税抜）を契約書ごとに入力し、補助対象工事が含まれない追加工事の契約額はこの欄に契約額を入力しないこと。補助対象とするインスペクション費が別契約の場合も、この欄にその契約額（消費税抜）を入力します。

・「補助限度額ごとに活用する住戸数」欄は、一戸建ての住宅であっても必ず該当する箇所に戸数を入力します。

・「インスペクション等の費用」欄には、契約額のうち補助対象とする費用の項目の額（消費税抜）を入力します。ここに入力する補助対象額は「工事請負契約等の額」欄に入力した契約額に含まれている必要があります。

・「契約額から求める上限」欄は自動で計算されます。

・「交付申請額の算出」欄は、評価基準型は様式８、認定長期優良住宅型は様式８の２で集計された補助対象工事費が自動で入力されます。

・交付申請額は、ルールに従って自動で計算されますが、この様式や交付申請番号、様式８、様式８の２に間違い、入力漏れがあると正しく計算されないので注意すること。

㉒評価機関による増改築認定基準への適合性を確認した書類（技術的審査適合証）の写し

（評価機関を活用しない所管行政庁の場合は、認定通知書の写し、認定申請書副本の写し）

・認定長期優良住宅型、高度省エネルギー型では、交付申請時に評価機関よる技術的審査適合証の写しを提出します。評価機関が技術的審査を引き受けた引受承諾書ではありません。

㉓増改築認定基準への適合性を確認した設計内容説明書

・評価機関の審査済みの押印がある設計内容説明書の写しを提出します。

㉔ＢＥＬＳ評価書の写し（高度省エネルギー型の場合）

・高度省エネルギー型では、交付申請時にＢＥＬＳ実施機関のＢＥＬＳ評価書の提出を必須とします。自らが行った一次エネルギー消費量の計算結果ではこれに代わるものとなりません。

㉕現況検査チェックシート（認定長期優良住宅型の場合は状況調査書）の写し、又は既存住宅・現況検査評価書の写し

・チェックシートは、本事業の所定の用紙を使用します。認定長期優良住宅型、高度省エネルギー型の場合は、所管行政庁で指定する状況調査書を使用します。

・表紙には、登録インスペクターの情報（既存住宅状況調査技術者の場合は登録を受けた既存住宅状況調査技術者講習実施期間の名称、登録番号を、登録インスペクターの場合は、インスペクター講習団体の名称、機関番号、登録番号）を記載し、建築士番号等の情報、建築士事務所の情報も必ず記載します。

・既存住宅状況調査技術者又は登録インスペクターの記名・押印された原本の写しを提出します。

〈既存住宅・現況検査評価書の写しを提出する場合〉

・評価機関より交付されたものの写しを提出します。

㉖インスペクションを実施した建築士の建築士免許証の写し、又は建築施工管理技士の技術検定試験合格証明書等の写し（⑯と同じ場合は不要）

・登録インスペクターの登録証の写しではありません。資格が確認できる建築士免許証の写し、建築施工管理技士の技術検定試験合格証明書等の写しを提出します。

㉗インスペクションを実施した建築士が所属する建築士事務所登録証の写し（確認費用を補助対象とする場合）（⑰と同じ場合は不要）

・建築士が行ったインスペクションの費用を補助対象として計上する場合は、知事登録された建築士事務所に所属する建築士が実施する必要がありますので、建築士事務所登録証の写しを提出します。事務所に掲げている看板の写真は、建築士事務所登録証の代わりにはなりません。

㉘維持保全計画書の写し

・書式は任意としますが、支援室ホームページで公開する見本を参考として作成します。

・「維持保全の強化」や「将来的な更新等」を評価基準適合の条件としている場合、及びインスペクションにより判明した劣化事象についてリフォーム時に補修を行わない場合は、その具体な内容が記載されていなければなりません。

㉙付近見取図（住宅の位置を記した地図等）

・対象住宅の位置が確実にわかるものとします。

㉚リフォーム工事箇所、工事内容、工事の数量がわかる図面（平面図、立面図、詳細図、仕様書など）

・設計図面はリフォーム工事箇所を示す図面とし、建物形状の他、補助対象工事やその附帯工事の工事内容、範囲、寸法（または面積）、部材等、仕様がわかるものとします。

・また、増築がある場合は、増築部分がわかるようにします。

・補助率方式の場合は、見積書内容と設計図の整合がわかるような詳細を記載したうえ、様式５「性能向上リフォーム工事内容一覧表」、様式５の２「三世代同居改修工事内容一覧表」の工事の内容で付した番号を明示します。

㉛リフォーム工事前の平面図等（三世代同居対応改修工事を実施する場合）

・三世代同居対応改修工事を補助対象とする場合は、リフォーム工事前の平面図も提出します。

㉜リフォーム工事の請負契約書等の写し及びその内訳書

・以下の内容を満たす請負契約書（一対の工事注文書と注文請書を含む）を交付申請時に提出することを原則とします。やむを得ず、交付申請時に契約書を提出できない場合には、代替書類として工事内容が確定した見積書（発注者、工事期間、額、対象住宅が分かるものに限る）の提出を認めますが、この場合、交付申請書受領書は発行されますが、請負契約書の提出を受けない限り、補助金交付決定通知は発行されませんので注意してください。

・工事請負契約書は、受・発注者の記名・押印、契約日、工事期間（始期及び終期）、契約額、対象住宅の情報（住宅の所在地等）、支払時期・額が明記され、収入印紙が貼付されているものに限ります。

・工事注文書は注文請書が合わせて提出されない限り、工事請負契約書としては取り扱いません。

・補助対象工事を含む追加工事がある場合も、変更の工事請負契約を締結してください。追加工事分の見積書と請求書などは、工事請負契約に代わるものと判断いたしません。

・補助率方式の場合

✓ 内訳書には、補助対象事業部分と、対象外事業部分の判別ができるよう明示し、更に補助対象事業部分は、「特定性能向上リフォーム工事」部分、「その他性能向上リフォーム工事」部分、「三世代同居改修工事」部分の判別ができるよう明示し、様式５「性能向上リフォーム工事内容一覧表」、様式５の２「三世代同居改修工事内容一覧表」の工事の内容で付した番号を明示すること。

✓ 増築がある場合は、増築部分は補助の対象となりませんので、内訳書で明確にすること。ただし、増築部分に調理室等を増設する場合は、その増設費用（増築に係る躯体工事費は含まない）に限り三世代同居対応改修工事として補助対象となります。

㉝インスペクション等※に関する契約書等の写し（補助対象とする費用に限る）

・対象住宅が特定できる事項（所在地、所有者名等）が記載された発注者と締結した契約書等の写しを添付します。

・補助の対象となる項目の金額が分かるよう、必要に応じで内訳書を添付すること。

・次の費用は契約の締結、領収書の発行者に注意すること。

✓ 以下の建築士が行うものについては、知事登録された建築士事務所が受託したもののみが補助対象となるので、建築士事務所が発行した領収書等を完了実績報告時に提出します。

・インスペクションに要する費用

・リフォーム計画の評価基準への適合性確認に係る費用

・リフォーム工事結果の評価基準等への適合性確認に係る費用

✓ 長期優良住宅（増改築）認定の取得に係る費用は、所管行政庁の認定手数料及び評価機関の技術的審査手数料の合計額が補助対象となります。次の領収書等を完了実績報告時に提出します。

・所管行政庁が発行した長期優良住宅（増改築）認定の費用の領収書等の写し

・評価機関が発行した技術的審査に係る費用の領収書等の写し

✓ ＢＥＬＳ評価書の取得に係る費用はＢＥＬＳ実施機関の評価手数料が補助対象となります。評価機関が発行したＢＥＬＳ評価に係る費用の領収書等の写しを完了実績報告時に提出します。

✓ リフォーム瑕疵保険の保険料（検査料を含む）は実費分が補助対象となります。工事請負契約書には実費分を計上し、保険法人発行のリフォーム瑕疵保険の保険料（検査料を含む）の領収書等の写しを完了実績報告時に提出します。

㉞施工会社以外の２社による見積書及びその内訳書（発注者と施工業者が関係会社等である場合。単価積上方式により申請する場合を除く。）

・補助事業者と発注者（補助事業者が買取再販業者の場合は施工業者）が、以下の(1)～(3)のいずれかの関係にある場合は、単価積上方式により交付申請する場合を除き、価格の妥当性を確認するため、関係会社等以外の者を含む３者以上からの見積り結果を提出しなければなりません。

(1) １００％同一の資本に属するグループ企業

(2) 補助事業者の関係会社（財務諸表等規則第８条第８項で定めるもの。上記(1)を除く。）

(3) 補助事業者の役員である者（親族を含む）、又はこれらの者が役員に就任している法人

㉟その他支援室、評価室が確認に必要と判断するもの

・審査の過程等で提出書類では要件等の確認ができないと判断したときに求める場合があります。

Ⅳ．交付決定

交付申請書を提出した際は、以下の事項などについて審査をした上で交付決定を行い、支援室より補助事業者へ交付決定通知書を送付します。あわせて、発注者にも交付決定額等と交付決定通知書を送付した旨をお知らせします。

① 交付申請の内容が、事業タイプに応じ、評価基準等の性能基準に適合していること（評価基準型については、評価室の技術的審査が完了しない限り、交付決定はされません）。

② 補助対象としての適性等、補助事業の内容が交付規程及び本マニュアルに記載の要件を満たしていること。

③ 補助対象費用には、国からの他の国庫補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第２条第４項第１号に掲げる給付金及び同項第２号の掲げる資金を含む。）の対象費用を含まないこと。

④ 過去３過年度以内に住宅局所管補助事業において補助金返還を求められたことにより、補助金交付申請が制限されていないこと。その他反社会的勢力に関係していないこと。

なお、交付決定通知書は、補助事業者が適正に補助事業を完了した場合に補助金が交付されることを通知するものであり、「Ⅸ．完了実績報告書の提出」の完了実績報告書が適正であると確認された時点で初めて補助金交付の要件を具備することとなります。

Ⅴ．補助事業実施にあたっての経理処理

１．補助事業の適正な実施

当該補助事業の経費計上については、基本原則となる次の項目を遵守して、適正な経理処理を行ってください。

≪当補助事業の経理処理原則≫

ⅰ．経費計上は、当該事業に直接必要なものに限ります。
事業目的に合致しないものはもちろんのこと、事業に直接使用したことが特定できない事務用品等も計上できません。

ⅱ．経費計上は、事業期間中に発生したものが対象です。

ⅲ．当該事業費は、他の事業費と混同して使用しないでください。
補助対象となった事業がどの部分であるか明示できるよう経理を明確にしてください。

＊上記のほか、法令・社内規程に即した適正な処理を行ってください。

＊支出内容を証明する書類として、補助事業者の経理処理において通常使用している発注、納品、検収、請求、支払を確認できる書類（オンライン発注等の場合は、データで確認可）を備えておいてください。

２．消費税等の処理

消費税は、補助金の交付対象外となります。交付申請にあたっては、消費税分を除いた額として算出してください。

Ⅵ．交付申請額等の変更について

リフォーム工事の内容や事業費の増減を伴う変更等、交付申請内容に変更が生じた場合は、変更の内容に応じて手続きの方法や時期が異なりますので、以下に定める内容に従い、所要の手続きを行う必要があります。

１．特定性能向上リフォーム工事の変更がある場合

補助額の増減に関わらず、変更後の内容でリフォーム工事実施後の住宅性能が本事業の要件を満たしている必要があります。変更がある場合は本事業の変更に関する手続きが必要か確認するため速やかに支援室までご連絡ください。

手続きの概要は以下の（１）～（３）のとおりとなります。

また、認定長期優良住宅型及び高度省エネルギー型の場合は、本事業の変更に関する手続きとは別に、長期優良住宅（増改築）認定に関する変更等の手続きが必要になる場合があります。支援室への連絡の前に、長期優良住宅（増改築）認定を行った所管行政庁に変更に関する手続きについて必ず確認してください。

なお、変更することにより本事業の要件を満たさなくなる場合は、補助金をお支払いすることができませんのでご留意ください。

（１）特定性能向上リフォームに係る工事費が増額になることで交付申請額の増額を希望する場合

「交付変更承認申請」の手続きが必要となります。「３．交付変更承認申請の手続きについて」を参照してください。評価基準型の場合、評価室による技術的審査も対象となるため、交付申請時と同様に技術的審査用図書を交付変更承認申請と同時に評価室事務局に提出していただきます。

※「交付変更承認申請」の受付終了後は（２）の手続きとなります。

（２）特定性能向上リフォームに係る工事費が増額するが交付申請額の増額を希望しない場合、特定性能向上リフォームに係る工事費の変更がなく交付申請額も変更がない場合

変更に関する内容を確認します。事業タイプに応じて次の書類を提出してください。変更後の内容でリフォーム工事実施後の住宅性能が本事業の要件を満たしているかを確認し、その結果をお伝えします。

なお、完了実績報告の手続きの際に変更に関する書類を提出していただきますが次の書類の

提出は省略することができます。

完了実績報告時に必要となる変更事項に関する書類は「表－９完了実績報告時の提出書類一覧（Ｐ33）」を参照してください。

① 評価基準型の場合

様式７、様式８、適合確認のために用いた図書等、図面

② 認定長期優良住宅型、高度省エネルギー型の場合

様式５、様式６、長期優良住宅（増改築）認定に関して所管行政庁を行った変更に関する書類（評価機関の変更に関する書類を含む）、図面

（認定長期優良住宅型の単価積上方式の場合は様式５、様式６を様式８の２とする）

（３）特定性能向上リフォームに係る工事費が減額することで補助額が減額となる場合

交付申請額が３０万円以上の減額となる場合は「交付変更承認申請」の手続きが必要となります。この場合は（１）と同様です。なお、減額後の交付申請額が１０万円以下となる場合には、補助金を受けることができませんので、Ⅶ．３．補助事業の中止・廃止に係る手続きを行う必要があります。

これに該当しない場合は（２）と同様です。

２．特定性能向上リフォーム工事以外の補助対象工事で変更がある場合

変更があっても、本事業の要件とする住宅性能には影響がないため、変更することにより交付申請額の増額を希望するかどうかにより手続きが異なります。変更する内容が決まりましたら速やかに支援室までご連絡ください。手続きの概要は以下の（１）（２）のとおりです。

ただし、**その他性能向上リフォーム工事として補助対象とした工事であっても、住宅性能を向上させるものとして補助対象とされた工事である場合には、工事内容の変更後においても住宅性能を向上させるものである必要があります**。この場合は「１．特定性能向上リフォーム工事の変更がある場合」による手続きとなりますのでご留意ください。

また、認定長期優良住宅型及び高度省エネルギー型の場合は、本事業の変更に関する手続きとは別に、長期優良住宅（増改築）認定に関する変更の手続きが必要になる場合があります。支援室への連絡の前に、長期優良住宅（増改築）認定を行った所管行政庁に変更に関する手続きについて必ず確認してください。

なお、三世代同居対応改修工事のみを補助対象とする場合で、変更することにより本事業の要件を満たさなくなる場合は、補助金をお支払いすることができませんのでご留意ください。

また、インスペクションに基づき劣化事象の補修が必要と判断した部分の補修工事を取り止めることはできませんのでご留意ください。

（１）工事費が増額になることで交付申請額の増額を希望する場合

「交付変更承認申請」の手続きが必要となります。「３．交付変更承認申請の手続きについて」を参照してください。評価基準型の場合における評価室の技術的審査は不要です。

なお、「交付変更承認申請」の手続きは、交付決定後の手続きとなりますので、交付決定通知書が交付されるまではこの手続きは行えませんのでご留意ください。

※「交付変更承認申請」の受付終了後は（２）の手続きとなります。

（２）交付申請額の増額を希望しない（交付申請額の減額を含む）場合

「完了実績報告」の手続きの際に変更の内容を報告していただきます。

完了実績報告時に必要となる変更事項に関する書類は「表－９完了実績報告時の提出書類一覧（Ｐ33）」を参照してください。その際、変更の相談を行った記録も一緒に添付してください。

なお、減額後の交付申請額が１０万円以下となる場合には、補助金を受けることができませんので、Ⅶ．３．補助事業の中止・廃止に係る手続きを行う必要があります。

３．交付変更承認手続きについて

リフォーム工事内容が変更となった場合は、上記の１及び２に定めるところに従い、所定の手続きを行う必要があります。特に、工事を追加することに伴って交付申請額の増額を希望する場合（事前採択タイプの場合は採択額を越えない範囲での増額に限る。）は、速やかに交付変更承認申請の手続きを行う必要があります。

なお、評価基準型で「１．特定性能向上リフォーム工事の変更がある場合（１）」に該当する場合は、対象住宅の性能等に関して評価室による技術的審査の対象となるため、**交付申請と同時に技術的審査に必要な書類を評価室に提出**しなければなりません。

また、長期優良住宅（増改築）認定やＢＥＬＳ評価書を取得する場合においては、評価機関で必要に応じて再審査を受けてください。

本事業の要件を満たさない工事内容への変更は認められませんのでご留意ください。

（１）提出時期、提出期限

交付決定を受けた後であれば随時受け付けますが、提出期限は完了実績報告書を提出する前、または「Ⅲ．交付申請」の交付申請期限の何れか早い時期までとなります。

なお、予算の執行状況によっては、交付変更承認申請ができないことがあります。

（２）提出先、資料の配布、提出方法

Ⅲ.交付申請　３.交付申請書の提出方法（１）（２）と同様です。

ファイルの表紙、背表紙及び郵送時の封筒には、交付変更承認申請と明記してください。

（３）提出書類

Ⅲ.交付申請　１.交付申請書の提出書類と同様です。

ただし、表－８交付申請時の提出書類一覧の①については次の書類としてください。

	提　出　書　類　一　覧	様式番号	摘要*
①	平成２９年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付変更承認申請書	様式１０	◎

＊：交付変更承認申請書（様式10）の摘要は全ての事業タイプ共通です。

交付変更承認申請では、次の書類を除き交付申請で求める書類と同様の書類が必要となります。

・③から⑧、⑯、⑰は交付申請時から変更がない場合は提出不要です。

・⑩、⑪、㉕～㉗、㉙、㉛、㉞は提出不要です。

・⑲、㉔、㉘、㉜、㉝は交付申請時からリフォーム後の住宅性能に係る変更及びこれに関連する変更がなければ提出不要です。

・㉒㉓については、所管行政庁にリフォーム工事・改修工事の変更内容を相談のうえ、所管行

政庁の指示に従ってください。変更の手続きが不要な場合は提出を不要とします。所管行政庁の手続きのみの場合は、認定通知書の写し、当初の認定申請書副本の写し及び変更の手続きを行った書類の副本の写しを、評価機関の適合確認も必要とする場合は、変更に関する技術的審査適合証及び設計内容説明書を追加し提出してください。

・⑮から⑰については、変更に係る部分がわかる様に整理し提出してください。

※①～㉟は表－８の提出書類一覧の書類番号を表します。

４．経費の配分の変更の場合

交付決定金額に変更がない場合で、工事費とインスペクション等に要する費用との間の経費配分について変更を行う場合は、支援室への連絡の必要はありません。完了実績報告時に変更内容を報告してください。

ただし、決められている限度額を超えて経費の配分を変更することはできません。

Ⅶ．事業の中止・廃止等

１．交付申請の辞退

提案型など事前採択タイプにおいて採択を受けた補助事業者が、諸事情により補助金交付申請を行わないこととする場合には、速やかに「平成２９年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付申請辞退届」（様式１９）を支援室へ提出してください。

２．交付申請の取り下げ

補助事業者は、交付申請書を提出してから交付決定を受けるまでの間に生じた諸事情により交付申請を取り下げようとするときは速やかに、又は、交付決定通知に係る補助金交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは交付決定通知を受領してから１週間以内に、「平成２９年度長期優良住宅化リフォーム推進事業交付申請取り下げ書」（様式２０）を支援室へ提出する必要があります。

３．補助事業の中止・廃止に係る手続き

補助事業者は事業の遂行義務を負っており、補助事業者が勝手にその事業を途中で止めたり、又は廃止したりすることは、補助目的の達成を阻害することになるため、認められません。

補助金交付決定後に、補助事業を中止し、又は廃止する状況になったときは、速やかに「平成２９年度長期優良住宅化リフォーム推進事業の中止（又は廃止）承認申請書」（様式２１）を支援室へ提出する必要があります。

事業を中止・廃止しようとする場合は、書類を提出する前に、支援室にご相談ください。

Ⅷ．補助事業実施状況報告書の提出

支援室は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の進捗に関する報告を求め、又はその進捗状況を調査することがあります。

その場合、補助事業者は支援室の調査に協力しなければなりません。

Ⅸ．完了実績報告書の提出

１．完了実績報告とは

（１）交付決定により始まった補助事業は、その工事が完了し、交付すべき補助金の額の最終的な決定（「額の確定」という。）があって完了することになります。したがって、補助事業者は工事が完了したときは、「完了実績報告書」を支援室に提出する必要があります。

（２）支援室では、交付決定の内容及びそれに附した条件どおり補助事業が行われているかどうかについて、書類審査及び必要に応じて実施する現地検査等を行い、適合すると認めたときは当該補助金の額を確定し、補助事業者に「補助金の額の確定通知書」を送付するとともに、補助金の支払いの手続きを行います。

現地検査においては、工事請負契約書等の原本や工事の着手時期が確認できる管理記録写真等及び工事過程の記録等を確認することになりますので当該資料（工事記録写真、納品書、出荷証明書、領収書等の原本）を予めご用意ください。

なお、交付決定後に何らかの変更があったにもかかわらず、その報告をせずに、交付申請された内容と異なる工事を行ったと判断された事業については、補助金が交付されない、又は、補助金額が減額される場合があります。（Ｐ28「Ⅵ．交付申請額等の変更について」参照）

２．補助金振込口座の登録

補助金の振込口座は、事業者登録を行った事業者ポータルサイトにより登録していただきます。一事業者（一事業者番号）につき一つの補助事業者名義の振込口座を登録していただき、全ての住宅の補助金は同じ口座に振り込まれます。

振込口座の登録は、初回の完了実績報告時に完了実績報告書（様式１１）をダウンロードするまでに行ってください。

※ 振込口座を登録していない場合は、完了実績報告書（様式１１）がダウンロードできません。
※ 完了実績報告のダウンロード後は、振込口座の変更はできません。

３．完了実績報告書の提出書類

表－９の提出書類一覧に従って必要書類を揃えて提出してください。
事業タイプにより提出する書類が異なりますのでご注意ください。

４．完了実績報告の提出時期、提出期限

補助事業者は、交付決定がなされた全ての工事が完了した時は、完了後１ヶ月以内に完了実績報告書を支援室に提出してください。完了実績報告書提出の最終期限は、平成３０年２月１６日（金）［必着］までとします。

工事が完了しても、完了実績報告がなされないと補助金が交付されませんのでご注意ください。

完了実績報告は、提出期限まで随時受け付けますので、工事完了後は速やかにご提出ください。書類の提出が重なる時期や提出書類の不備等が多い場合は、確認に相当の時間を要します。

なお、手続きには必要な書類をそろえる必要がありますので、上記期限までに確実に書類を提出できるよう、準備が前もってできるものは早めに準備を行ってください。

※ 完了実績報告は、交付決定後に行ってください。交付決定前に工事が完了しても、交付決定がさ

れるまでは完了実績報告を行うことはできません。

※ 事業完了後１ヶ月以内の完了実績報告書の提出が困難な場合は事前に支援室までご連絡ください。

※ 交付申請の受付期間を延長した場合には、完了実績報告の提出期限を別に定める場合があります。

５．完了実績報告書の提出方法

（１）提出先、資料の配布

完了実績報告書の提出先はＰ42「２.交付申請、完了実績報告書等の提出、問い合わせ先について」にある支援室です。

完了実績報告書の様式等は、様式１１は事業者登録を行った事業者ポータルサイトから、これ以外の様式は支援室ホームページから入手できます。

（２）完了実績報告の提出方法

完了実績報告書類１部を表―９の提出書類の順でフラットファイル(A4 縦) に綴じて提出してください。インデックスの貼付けは不要です。

（提出書類は、返却いたしません。**必ず控えを各自保管**してください。）

ファイルの表紙には「長期優良住宅化リフォーム推進事業（平成２９年度）［通年申請タイプ（又は事前採択タイプ）］」と記載する他、「完了実績報告書」である旨、「補助事業者名」、「交付申請番号」を記載してください。背表紙には記載不要です。

提出物は郵送（必ず簡易書留等申請者自身で書類の所在確認できる方法）のみとします。

郵送時の封筒等には必ず「通年申請タイプ（又は事前採択タイプ）」及び「完了実績報告書在中」の旨を記載してください。（提出後は審査で対応する場合を除き申請書類の差し替えは固くお断りします。）

表－９　完了実績報告時の提出書類一覧

評価：評価基準型、　認定：認定長期優良住宅型、　高度：高度省エネルギー型
単価：認定長期優良住宅型で単価積上方式の場合、　補率：認定長期優良住宅型で補助率方式の場合

番号	提出書類	様式	摘要		
			評価	認定(単価)	認定(補率)高度
①	平成 29 年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金完了実績報告書（兼、請求書）	様式 11 ★	◎	◎	◎
②	提出書類チェックシート（完了実績報告用）		◎	◎	◎
③	完了実績報告概要書	様式 12	◎	◎	◎
④	建築士による工事内容確認書	様式 13	◎	◎	◎
⑤	性能向上リフォーム工事内容一覧表（補助率方式用）	様式 5	―	―	○
⑥	三世代同居対応改修工事内容一覧表（補助率方式用）	様式 5 の 2	―	―	○
⑦	リフォーム後の住宅性能に係る基準等の適合状況確認書及び補助工事単価積上方式による補助対象工事費の算出表用	様式 8	◎	―	―
⑧	単価積上方式による補助対象工事費の算出表	様式 8 の 2	―	◎	―
⑨	工事内容を確認した建築士の建築士免許証の写し		◎	◎	◎
⑩	工事内容を確認した建築士が所属する建築士事務所登録証の写し（確認費用を補助対象とする場合）		○	○	○
⑪	長期優良住宅(増改築)の認定通知書の写し		―	◎	◎

⑫	長期優良住宅(増改築)の認定申請書（第一面から第四面）の副本写し		―	◎	◎
⑬	リフォーム工事箇所の工事写真	様式 14	◎	◎	◎
⑭	リフォーム瑕疵保険の付保証明書の写し（補助対象とした場合）		○	○	○
⑮	リフォーム工事の費用の支払いが確認できるもの（領収書等）		◎	◎	◎
⑯	インスペクション等 ※の費用の支払いが確認できるもの（領収書等）（補助対象とする費用に限る）		○	○	○
⑰	交付申請概要書	様式 4	▲	▲	▲
⑱	交付申請額算出表（補助率方式用）	様式 6	―	―	▲
⑲	建築士によるリフォーム後の住宅性能に係る基準の適合確認書（評価基準型等）	様式 7	▲	―	―
⑳	リフォーム後の住宅性能に係る基準の適合を確認した建築士の建築士免許証の写し	―	▲	―	―
㉑	リフォーム後の住宅性能に係る基準の適合を確認した建築士が所属する建築士事務所登録証の写し（確認費用を補助対象とする場合）	―	▲	―	―
㉒	「リフォーム後の住宅性能に係る基準の適合状況確認書」で建築士が適合確認のために用いた図書等	―	▲	―	―
㉓	交付申請額算出表（単価積上方式用、共同住宅（単価積上方式及び補助率方式併用）用）	様式 9	▲	▲	―
㉔	長期優良住宅(増改築)の認定の内容に変更となったことが分かる書類 例：変更認定通知書の写し及び変更認定申請書副本の写し、評価機関による変更に関する技術的審査適合証の写し、変更に関する増改築認定基準への適合性を確認した設計内容説明書　等	―	―	▲	▲
㉕	変更に関するＢＥＬＳ評価書の写し（高度省エネルギー型の場合）	―	―	―	▲
㉖	維持保全計画書の写し	―	▲	▲	▲
㉗	リフォーム工事箇所、工事内容、工事の数量がわかる図面（平面図、立面図、詳細図、仕様書など）	―	▲	▲	▲
㉘	変更に関するリフォーム工事の請負契約書等の写し、及びその内訳書		▲	▲	▲
㉙	変更に関するインスペクション等※に関する契約書等の写し		▲	▲	▲
㉚	その他支援室が確認に必要と判断するもの	―	○	○	○

※　「インスペクション等」とは、インスペクションの実施、リフォーム工事の履歴情報としての図面作成等、維持保全計画の作成及びリフォーム瑕疵保険への加入を表す。

（様式欄の凡例）　★：事業者ポータルサイトからダウンロードする様式
（他の様式は支援室ホームページからダウンロードできます。）

（摘要欄の凡例）　◎：必須書類　○：該当する場合に必要となる書類
▲：交付申請時から変更がある場合　―：該当なし

＜様式の記載等に当たっての注意事項＞

○共通事項

・①平成29年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金完了実績報告（兼、請求書）（様式１１）は、事業者登録を行った事業者ポータルサイトからダウンロードします。

振込口座の登録（登録は、補助事業者の事業者番号につき完了実績報告書を初回にダウンロードする際の１回のみ）を行うとダウンロードが可能となります。

なお、登録に不備がある場合はダウンロードができません。

・完了実績報告書（様式１１）以外の様式は、支援室ホームページからダウンロードします。提出書類チェックシート（完了実績報告用）も一緒にダウンロードされます。

最初のシートに交付申請番号の入力欄があります。この欄には支援室から送付された交付決定通知書に記載されている交付申請番号を正しく入力します。

補助金の支払いの手続きに活用しますので、交付申請番号を入力しないと補助金をお支払いすることができません。

この欄に交付申請番号を入力すると、他の様式にも反映されます。

・様式を記入する際は記入例を参照のこと。

①平成29年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金完了実績報告書（兼、請求書）（様式11）

・完了実績報告書とあわせて請求書を提出します。補助金の請求額は、支援室が額の確定を行った金額となりますので、あらかじめ了知した上で報告を行うこと。

・ダウンロードして印刷した様式に、次の情報を油性ボールペン等により記入します。

- ✓ 交付決定日：完了実績報告書本文の冒頭に、交付決定通知書右上に記載されている日付
- ✓ 交付決定番号：完了実績報告書本文の一行目に、交付決定通知書右上に記載されている番号（「29長リ01第 ********** 号」の「*」の数字です）
- ✓ 「補助金の交付決定額」：交付決定通知書に記載されている額
- ✓ 「補助金の精算額」：交付決定（変更交付決定）から工事内容に変更がない場合は、交付決定額（変更後の交付決定額）に同じ。完了実績報告時に補助額を変更した場合は、補助率方式は様式６、単価積上方式は様式９の算出結果の額
- ✓ 「補助事業の実施期間」：工事請負契約書の工事期間の始期から終期（引き渡し日）です。

②提出書類チェックシート（完了実績報告用）

・提出する前に、必ずこの提出書類チェックシートで書類が整っていることを確認します。

確認の際に、チェック欄にペンで「レ」チェックし、完了実績報告書と一緒に提出します。

③完了実績報告概要書（様式12）

・交付申請時の「交付申請概要書（様式４）」の内容と異なる場合に、該当する項目を記入します。

④建築士による工事内容確認書（様式13）

・建築士において、現地確認、完了実績報告の書類及び施工業者で保有する工事記録等により、対象住宅のリフォーム工事が交付申請の内容のとおりであることを確認して証明すること。

⑤性能向上リフォーム工事内容一覧表（補助率方式用）（様式5）

・建築士チェック欄を活用し、対象住宅のリフォーム工事が交付申請（変更交付申請）において確認を受けたリフォーム後の住宅性能のとおりであることを確認します。

・完了実績報告時に変更の対応がある場合は、変更後のものを使用すること。

⑥三世代同居対応改修工事内容一覧表（補助率方式用）（様式5の2）

・建築士チェック欄を活用し、対象住宅のリフォーム工事が交付申請（変更交付申請）において確認を受けたリフォーム後の住宅性能のとおりであることを確認すること。

・完了実績報告時に変更の対応がある場合は、変更後のものを使用します。

⑦リフォーム後の住宅性能に係る基準等の適合状況確認書及び単価積上方式による補助対象工事費の算出（様式8）

・建築士チェック欄を活用し、対象住宅のリフォーム工事が交付申請（変更交付申請）において確認を受けたリフォーム後の住宅性能のとおりであることを確認すること。

・完了実績報告時に変更の対応がある場合は、変更後のものを使用します。

⑧単価積上方式による補助対象工事費の算出表（様式8の2）

・建築士チェック欄を活用し、対象住宅のリフォーム工事が交付申請（変更交付申請）において確認を受けたリフォーム後の住宅性能のとおりであることを確認すること。

・完了実績報告時に変更の対応がある場合は、変更後のものを使用します。

⑨工事内容を確認した建築士の建築士免許証の写し

・交付申請時に、適合確認を行った建築士又は、インスペクションを実施した建築士と同一であり、建築士免許証の写しを提出済みの場合は、再度の提出は省略できます。

⑩工事内容を確認した建築士が所属する建築士事務所登録証の写し（確認費用を補助対象とする場合）

・工事内容の確認書の作成を補助対象として計上する場合は、建築士事務所に所属する建築士が実施する必要がありますので、建築士事務所登録証の写しを提出します。
事務所に掲げている看板の写真は、建築士事務所登録証に代わるものではありません。

・交付申請時に、適合確認を行った建築士又は、インスペクションを実施した建築士と同一であり、かつ所属している建築士事務所も同一で、建築士事務所登録証の写しを提出済みの場合は、再度の提出は不要。

⑪長期優良住宅（増改築）の認定通知書の写し

・所管行政庁から交付された認定通知書写しを提出します。

⑫長期優良住宅（増改築）の認定申請書（第一面から第四面）の副本写し

・長期優良住宅（増改築）認定の手続きの際の副本の写しを提出します。

⑬リフォーム工事箇所の工事写真（様式14）

・工事写真は全箇所必ず撮影すること。工事箇所の写真が１枚で入らない場合、１枚で特定できない場合は、様式を複数枚使用して作成すること。

・リフォーム工事箇所毎に、リフォーム着手前、工事中、施工後の写真が必要です。

・工事写真には看板を入れ、看板には現場名、撮影日を記載すること。
また、何の工事の写真か、どこを工事したか分かるように、遠景、近景を撮影すること。

・サッシ交換など、同じ工事が複数ある場合は、全箇所を写真に記録し、完了実績報告時には、その内３箇所程度を選定し提出します。その他の写真は、審査時に必要に応じて提出を求める場合があります。

⑭リフォーム瑕疵保険の付保証明書の写し（補助対象とした場合）

・付保証明書の写しを提出すること。保険証券発行依頼やリフォーム瑕疵保険の申込書では代わりの書類になりません。

・買取再販住宅の場合は、住宅の購入者が未定の場合は、リフォーム瑕疵保険の付保証明書が発行されません。付保証明書が提出されない場合、リフォーム瑕疵保険の保険料（検査料を含む）は補助対象になりませんのでご了知ください。

⑮リフォーム工事の費用の支払いが確認できるもの（領収書等）

・補助対象工事が含まれている工事請負契約書（変更契約、追加工事等の契約が行われている場合はこれらを含みます）の工事代金全額の領収書（写）の提出が必要です。

・領収書は、領収額、発行者（受注者）、発行先（発注者）、支払日が明記され、収入印紙が貼付けられているものとします。

・領収書に代わるものとして、銀行の振込記録（振込票や通帳）とすることも可能です。

・発行者の控えや、発行者独自の出入金管理システムの写しでは不可です。

⑯インスペクション等※の費用の支払いが確認できるもの（領収書等）（補助対象とする費用に限る）

・諸注意は⑮と同様です。

・建築士が行うものについては、建築士事務所登録されている場合に限る補助対象となります。
この場合次の領収書は、建築士事務所が発行した領収書等の写しを添付します。

・インスペクションに要する費用

・リフォーム計画の評価基準への適合性確認に係る費用

・リフォーム工事結果の評価基準等への適合性確認に係る費用

・長期優良住宅（増改築）認定の取得に係る費用は次の領収書等の写しを添付します。

・所管行政庁が発行した長期優良住宅（増改築）認定の費用の領収書等

・評価機関が発行した技術的審査に係る費用の領収書等

・ＢＥＬＳ評価書の取得に係る費用はＢＥＬＳ実施機関が発行したＢＥＬＳ評価に係る費用の領収書等の写しを添付します。

・リフォーム瑕疵保険の保険料（検査料を含む）は、保険法人発行の領収書等の写しを添付します。

⑰から㉙について

・変更に関係する様式、書類を提出します。

・変更がある場合は、完了実績報告を行う前に予めの手続きが必要になる場合があります。
詳しくはＰ28「Ⅵ．交付申請額等の変更について」を参照のこと。

・作成の際の注意事項はＰ21～27の交付申請時の注意事項を参照のこと。

㉔長期優良住宅（増改築）の認定の内容が変更となったことが分かる書類

・所管行政庁にリフォーム工事・改修工事の変更内容を相談のうえ、所管行政庁の指示に従ってください。変更の手続きが不要な場合は提出を不要とします。所管行政庁の手続きのみの場合は、認定通知書の写し、当初の認定申請書副本の写し及び変更の手続きを行った書類の副本の写しを、評価機関の適合確認も必要とする場合は、変更に関する技術的審査適合証及び設計内容説明書を追加提出します。

㉕変更に関するＢＥＬＳ評価書の写し（高度省エネルギー型の場合）

・１次エネルギー消費量計算の際に、計算に組み込まれた設備機器等の仕様が変更になった場合は、ＢＥＬＳ実施機関からＢＥＬＳ評価書を再度取得します。

㉚その他支援室が確認に必要と判断するもの

・事業内容に疑義がある場合、工事が交付申請の内容に沿って実施されたことを確認するために、追加で資料等を求める場合があります。

Ⅹ．補助金の支払い

完了実績報告等に基づく審査及び必要に応じて実施する現地検査等の完了後、支援室より補助事業者へ確定した補助金額を通知※します。また、工事発注者にも確定した補助額を通知した旨をお知らせします。

その後、支援室より補助事業者へ補助金が支払われます。**本事業の補助金は、補助対象経費の支出が領収書等により確認されたものについてのみお支払いします。**

※通知書の発送は、補助金振込日の概ね２週間前を予定しています。

１．支払い時期

補助金の支払いスケジュールは、以下を予定しています。

対象となる時期	補助金の支払い時期（予定※）
完了実績報告が平成２９年７月３１日まで（必着）に行われ、かつ、平成２９年８月末までに適合することが確認されたもの。	平成２９年１０月（実績支払１）
完了実績報告が平成２９年９月２９日まで（必着）に行われ、かつ、平成２９年１０月末までに適合することが確認されたもの。	平成２９年１２月（実績支払２）
完了実績報告が平成２９年１１月３０日まで（必着）に行われ、かつ、平成２９年１２月２２日までに適合することが確認されたもの。	平成３０年２月（実績支払３）
完了実績報告が平成２９年１２月２２日まで（必着）に行われ、かつ、平成３０年１月３１日までに適合することが確認されたもの。	平成３０年３月（実績支払４）
完了実績報告が平成３０年２月１６日まで（必着）に行われ、かつ、平成３０年３月３０日までに適合することが確認されたもの。	平成３０年４月以降（時期未定）

※ 支払い時期は予定であり、審査の進捗状況や手続きの関係で遅れる場合があります。

２．振り込み先

補助金は、事業者ポータルサイトに登録した口座に振り込まれます。

完了実績報告書の審査の結果決定された補助金額（補助金の額の確定通知書により通知される額）で請求があったものとして、補助金の支払いを行います。

XI．事業中及び事業完了後の留意点

１．会社再編等に伴う補助事業の承継に係る手続き

補助事業者に、法人間の合併・買取り及び統廃合、分社化等の会社再編により、補助事業に係る権利義務の承継又は移転が発生する場合は、速やかに支援室へご相談ください。

２．取得財産の管理等について

補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助を受けた者は、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後１０年間は承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません（補助事業者である買取再販業者や共同事業者である住宅所有者が、本事業によりリフォーム工事を行った住宅を住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行うことは、補助金の交付の目的の範囲内であるため、承認は不要です）。

また、本事業によりリフォーム工事を実施した住宅について、補助事業完了後１０年以内に、承認を得ずに住宅以外への用途変更や取壊しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部を納付させることがあります。

３．交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

本事業では、「補助事業完了実績報告書」の提出後に、必要に応じて現地検査をする場合があります。また、補助金支払後についても場合によっては、現地検査を行うことがあります。

万一、交付要綱、交付規程、募集要領、交付決定の内容等に違反する行為がなされた場合、次の①～③の措置が講じられる場合があることに留意してください。

① 適正化法第１７条の規定による交付決定の取消、第１８条の規定による補助金等の返還及び第１９条第１項の規定による加算金の納付。

② 適正化法第２９条から第３２条までの規定による罰則。

③ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

また、現況検査チェックシート、工事内容の適合書類等の本事業に必要または関連する書類、図面等の作成を担当した建築士については、故意又は重大な過失による虚偽の記入・証明、未確認での記入・証明などの行為があったことが判明した場合には、建築士法第１０条の規定に基づく懲戒処分の対象となることがあります。

４．額の確定及び会計検査に伴う資料請求及び現地検査等について

補助金の交付対象事業が会計検査院の検査対象となった場合は、関係資料の提出や現地検査が行われます。補助事業の適正な執行に努めるとともに、補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）は補助金を受領した翌年度から五ヵ年度間適切に保存しなければなりません。

５．個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー・シンポジウムの案内、アンケート等の調査について利用することがあります。

また、同一の提案に対し国や地方公共団体から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。その場合、補助金の申請状況等を他の補助金の事務事業者や地方公共団体等に情報提供する場合があります。

交付規程第 13（交付決定の取り消し）に該当した場合には、本申請に係る個人情報について他府省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に当該返還事案の概要（法人又は申請者名・補助金名・交付決定額・補助事業の実施期間・返還を生じた理由・講じられた措置の内容等）を提供することがあります。

本補助金の交付申請を行った者については、上記の事項を承知したものとして扱います。

６．事業後の対応

補助事業者（共同事業者を含む。以下この項において同じ。）は、事業実施内容の検査や、長期優良住宅化リフォームの調査・評価のために事後のアンケートやヒアリング、より詳細な計測データの提供及び実測調査等に協力していただくことがあります。

補助事業者が買取再販業者である場合、補助対象住宅の販売後に報告をしていただく予定です。

普及促進を目的に長期優良住宅化リフォームの推進について広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容などに関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類及び申請書類に記載された内容等について、補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該補助事業者が申し出た場合は原則公開しません。

７．その他

このマニュアルによるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）

二　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）

三　国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）

四　補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年３月 12 日付建設省会発第 74 号建設事務次官通達）

五　公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年４月 15 日付建設省住発第 120 号住宅局長通達）

六　住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年９月１日付国住総第 37 号住宅局長通知）

七　住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて（平成 24 年 3 月 15 日付国住生第 185 号）

八　長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け国住生第 720 号）

九　平成２９年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付規程（平成 29 年 4 月 5 日付）

十　その他関連通知等に定めるもの

Ⅻ．提出先、問合せ先、資料の配布場所

交付申請等に関するお問い合わせは、ご相談の内容に応じて下記までお願いします。また、質問・相談については、原則として、電子メール又はファクシミリでお願いします。よくあるご質問については、Ｑ＆Ａとして支援室ホームページに回答を掲載します。

１．本事業ホームページについて

本事業ホームページのアドレス　http://www.kenken.go.jp/chouki_r/

２．技術的審査及び住宅性能に関する技術的相談の問い合わせについて

（技術的審査用図書の送付先）

長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局

〒１１３－００３３
東京都文京区本郷１丁目２８－３４　本郷ＭＫビル６階

（技術的審査用図書送付状の配布場所）
事業者ポータルサイト（上記ＨＰからアクセスできます。アクセスにはアカウント発行時にメールでお知らせするＩＤ・パスワードが必要です。）

（技術的相談の問い合わせ先）
電子メール又はファクシミリでお願いします。

メールアドレス　soudan@choki-reform.com
ＦＡＸ番号　　０３－５８０５－０５３３
電話番号　　０３－５８０５－０５２２
受付　　月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
　　１０：００～１７：００（１２：００～１３：００を除く）

※　交付申請及び完了実績報告に関する問い合わせ先は次頁をご参照ください。

【相談に当たっての注意事項】
・相談に当たっては支援室ホームページ（URL は次頁参照）よりダウンロードした所定の相談票に補助事業者の情報、相談内容、住宅の基本的情報等を記入し、送付してください。
・相談票の他にデータを添付する場合のデータ形式はＰＤＦとし、Ａ３サイズ以内で最大５ページ、ファイル容量は３MB 以内かつメールに添付できる容量としてください。
・ＦＡＸを送付する場合、Ａ３サイズ以内で最大５枚としてください。
・メールの件名には「技術的相談」である旨と、補助事業者名を必ず記載してください。記載のないメールへの回答には時間を要する場合があります。
　例）「通年申請　(株)○○工務店」

３．交付申請、完了実績報告等の提出先、問い合わせ先について

（交付申請書等の提出先）

長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室

〒１１２－００１４
東京都文京区関口一丁目４７番１２号　江戸川橋ビル２０８号

（問い合わせ先）
電子メール又はファクシミリでお願いします。
メールアドレス　toiawase@choki-r-shien.com
ＦＡＸ番号　　０３－５２２９－３５７１
電話番号　　０３－５２２９－７５６８
受付　　月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
　　１０：００～１７：００（１２：００～１３：００を除く）

（申請様式等の配布場所）
支援室ホームページ（本事業ホームページや事業者ポータルサイトからアクセスできます）。

※ 本事業ホームページでは、本マニュアル、申請様式等のダウンロードの他、よくある質問や関連資料等も掲載しています。

参考資料

別表－１　特定性能向上リフォーム工事及びその他性能向上リフォーム工事に含まれない工事

種別	補助対象外工事
専ら個人の嗜好に基づくリフォーム工事	・外壁・屋根の装飾及び個人の趣味・嗜好による外壁の塗り替え ・その他の個人の趣味・嗜好に基づくリフォーム工事 ・間取りの変更工事 ・天井、内壁等の壁紙等の内装工事 ・床材の設置・交換工事 ・家具（組み込み式を含む）の設置工事 ・洗面台の設置・交換工事 ・トイレ（節水型トイレを除く）の設置※・交換工事 ・浴室（劣化対策としてユニットバスを設置する場合及び高断熱浴槽を設置する場合を除く）の設置※・交換工事 ・システムキッチンの設置※・交換工事 ・玄関の設置※・交換工事　等 ※ 調理室等の増設は、三世代同居対応改修工事として補助対象となる場合があります
住宅に組み込まれない設備・機器等の導入・交換	・冷暖房器具のうち、壁掛け式エアコン、蓄熱電気暖房機、FF 式暖房機等、壁掛け式熱交換型換気設備（既存の開口部に設置するものをいい、新たに外壁を貫通させるものを除く）の設置 ・浴室・衛生関連設備のうち、シャワーヘッドの交換、食器洗浄機等の設置 ・調理器具（ガスコンロ、ＩＨクッキングヒーター等）の設置 ・住戸内や共同住宅等の共用部における照明器具の工事を伴わない器具の交換 ・工事発注者が分離して購入可能な後付けの家電に類するもの ・高効率変圧器や非常用発電機等「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」の第 14 条に定める建築設備以外のもの（建築設備の省エネ改修工事に附帯する工事を除く） ・蓄電池の設置 ・家具の固定のための器具及び工事　等
その他	・外構・庭・塀・地盤（評価基準に関わるものを除く）に関する工事 ・太陽光発電設備の設置工事 ・本補助事業の主旨に合わないと判断される工事　等

（その他留意事項）

・ユニットバス設置に伴い高断熱浴槽を導入する場合は、ユニットバス設置工事費の１／３を上限に「その他性能向上リフォーム工事費」の対象とします。ただし、補助対象工事費の上限は３０万円、補助額の上限は１０万円とします。

・その他性能向上リフォーム工事として補助対象となる節水型トイレは JIS A 5207 の「節水Ⅱ形大便器」の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能を有することが証明されているものに限ります。

・その他性能向上リフォーム工事として補助対象となる高断熱浴槽は JIS A 5532 の「高断熱浴槽」の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能を有することが証明されているものに限ります。

・遮熱塗料による塗り替えは特定性能向上リフォーム工事に含まれません。

別表－２　三世代同居対応改修工事で対象とする調理室等

	本事業で対象とする調理室等の考え方
調理室	・給排水設備と接続された台所流しを有すること ・ガス栓と接続されたガスコンロ、電気コンセントに接続されたＩＨクッキングヒーター又はガス栓又はＩＨクッキングヒーターの用に供する電気コンセントが設置されており、ガスコンロ又はＩＨクッキングヒーターを容易に設置・接続可能なこんろ台を有すること ※上記を満たしているミニキッチンの設置工事は、リフォーム後にミニキッチン以外の一般的なキッチンを有する調理室が別にある場合に限り、補助対象とする。 ※ミニキッチンとは、原則として現場で組み立て等が不要で、当該既製ユニットの間口がおおむね1,500mm 以下のものをいう。
浴室	・給排水設備及び給湯設備に接続された浴槽又はシャワーを有すること ※浴室と便所とが一体となったものも補助対象とする。 ※浴槽のないシャワー専用浴室の設置工事は、リフォーム後に浴槽を有する浴室が別にある場合に限り、補助対象とする。
便所	・給排水設備に接続された大便器を有すること（洋式、和式は問わない。小便器のみは不可） ※浴室と便所が一体となったものも補助対象とする。
玄関	・屋外から鍵のかけられる玄関扉を有し、土間（靴を着脱するスペース）を有すること ※勝手口（調理室等にのみ接続するものや、車庫等に直接出入りするためのもの）は補助対象外とする。

別表－３　三世代同居対応改修工事の項目別の補助対象工事

	調理室	浴室	便所	玄関
本体設置工事及びそれに付随する工事	対象 （台所流し、ガスコンロ、IH クッキングヒーター、こんろ台、造り付け食器棚、食器収納庫、食料品貯蔵庫、ビルトイン食器洗浄機の設置工事。）	対象 （浴槽、シャワー、浴室内の手洗い・タオル掛け・手すり、脱衣所の設置工事等。ユニットバスも可。）	対象 （便器、便所内の手洗い・トイレットペーパーホルダー・タオル掛け・手すり・収納設置工事。）	対象 （玄関ドア、玄関土間、上層階玄関等への外階段、下駄箱、インターホン、手すり、郵便受け設置工事。）
給排水設備工事	対象	対象	対象	－
電気工事	対象	対象	対象	対象
ガス工事	対象	対象	－	－
換気設備工事	対象	対象	対象	－
照明設備工事	対象	対象	対象	対象
内装・下地工事	対象	対象	対象	対象
給湯器設置・取替工事	対象	対象	－	－
躯体工事	－	－	－	対象 （玄関ドアの開口部に関する工事に限る。）
その他工事（窓設置工事、足場、養生等）	対象	対象	対象	対象

※「－」は補助対象外であることを示す。
※建具等の除却工事や住宅に組み込まれない設備・機器等の導入・交換は、補助対象外です。
※詳細については、必ず「三世代同居対応改修工事の内容」をご確認ください。

別表－４　三世代同居対応改修工事の補助対象工事費の上限額

工事内容		一箇所あたりの補助対象工事費の上限額	備考
調理室の増設工事	ミニキッチン以外のキッチンを設置するもの	１，５００，０００円	上限額には食器収納庫、食料品貯蔵戸、食器棚、ビルトイン食器洗浄機の設置工事は含まない。
	ミニキッチンを設置するもの	４３４，７００円	
浴室の増設工事	浴槽を設置し、給湯設備を設置するもの	１，４０６，０００円	上限額には脱衣所の増設工事は含まない。
	浴槽を設置し、給湯設備を設置しないもの	８３７，８００円	
	浴槽を設置しないもの（シャワーを設置するもの）	５８９，３００円	
便所の増設工事	―	５３２，１００円	―
玄関の増設工事	地上階に玄関を増設するもの	６５５，３００円	上限額には郵便受け設置工事を含まない。
	地上階以外の階に玄関を増設するもの	１，２４４，５００円	

※　上表は、補助額を補助率方式により算定する場合に限り適用します。

別表－５　一のリフォーム工事が複数の長期優良住宅化リフォームに該当する場合について

一のリフォーム工事が「ａ．特定性能向上工事」、「ｂ．その他性能向上工事」又は「ｃ．三世代同居対応改修工事」の対象となり得る場合があります。具体的には、以下に掲げるようなケースが考えられますが、ａ、ｂ、ｃのいずれかとして交付申請します。

・ユニットバスの設置工事
- 木造住宅の場合にあっては「ａ．特定性能向上工事」の劣化対策工事
- 増設する場合にあっては「ｃ．三世代同居対応改修工事」

・ユニットバスの設置に伴う高断熱浴槽の設置工事
- 木造住宅に設置する場合にあっては、劣化対策工事として行われる「ａ．特定性能向上工事」に付随する「ｂ．その他性能向上工事」
- 増設する場合にあっては「ｃ．三世代同居対応改修工事」

・節水型トイレの設置工事
- 「ａ．特定性能向上工事」に付随する「ｂ．その他性能向上工事」
- 増設する場合にあっては「ｃ．三世代同居対応改修工事」

（留意事項）

・補助率方式を適用する木造住宅において、劣化対策工事にユニットバス設置工事を含む場合は、「特定性能向上リフォーム工事」として１住戸あたり工事費の１／３かつ３０万円以内を補助対象工事費の上限とし、補助額の上限は１０万円とします。

例：ユニットバス設置工事費（材工共）が９５万円の場合

９５万円×（１／３）≧３０万円が補助対象工事費となり、補助額は１０万円

さらに、高断熱浴槽である場合は、補助額を１０万円加算し、２０万円とすることが可能

別表－６　単価積上方式に係る補助対象工事の単価

- ○ 本表の補助工事単価に数量を乗じて積み上げた額に１／３を乗じて補助額を算出します。
- ○ 本表は、評価基準型、認定長期優良住宅型（補助事業者が単価積上方式を選択した場合）及び提案型（採択通知において単価積上方式が指定された事業）における戸建住宅、併用住宅、長屋建て住宅及び共同住宅の専用部分に適用します。共同住宅（いわゆるマンション、アパート）の共用部分には適用しません。
- ○ 本表は、工事内容に応じて、特定の住宅又はその部分に適用されます。表下の注釈、様式及び支援室の指示に従い計上します。
- ○ 補助工事単価欄に「実工事費」とあるものは、工事の個別性が高いため補助工事単価を設定していませんが、実工事費を確認して補助額を決定し、補助対象とする工事です。
- ○ 各工事は、特記なき限り必要な附帯工事(いわゆる道連れ工事)を含んだ額であり、建材・設備機器については、未使用品を用いるものを対象としています。中古品を用いる場合は補助対象外です。

工事	性能	工事内容	補助工事単価	単位
特定性能向上リフォーム工事	劣化対策	外壁通気構造化	13,200	円/㎡
		床下から土台、根太、床束、柱・筋かい端部等へ防腐・防蟻薬剤塗布	1,800	円/㎡
		ユニットバス化	240,000	円/箇所
		脱衣室　壁：ビニルクロス貼り	1,500	円/㎡
		脱衣室　床：塩ビシート貼り	5,700	円/㎡
		脱衣室　壁：耐水化粧合板貼り	5,100	円/㎡
		脱衣室　床：耐水フローリング貼り	9,900	円/㎡
		防湿コンクリートの設置	17,700	円/㎡
		防湿フィルム敷き込み＋乾燥砂敷	2,400	円/㎡
		土壌処理用薬剤による土壌処理	2,700	円/㎡
		小屋裏換気口の設置	11,700	円/箇所
		軒裏有孔ボードに貼り換え	3,600	円/㎡
		屋根換気棟設置	22,800	円/箇所
		床下点検口の設置（床下収納庫(点検口兼用）設置を含む）	24,600	円/箇所
		小屋裏点検口の設置	15,000	円/箇所
		雨はね防止措置	6,300	円/㎡
	耐震改修	耐力壁の設置（構造用合板、認定工法等）	35,000	円/箇所
		準耐力壁の設置（構造用合板、構造用せっこうボードの設置(認定工法)等）	22,000	円/箇所
		筋かいの設置	31,200	円/箇所
		金物補強	27,000	円/箇所
		基礎補強	25,200	円/m
		屋根の軽量化	10,500	円/㎡
		木造以外の住宅の耐震補強	実工事費	円

※ 上表は、備考欄に特段の記載なき項目については木造の戸建て住宅、併用住宅及び長屋建て住宅に適用します。

別表－６　単価積上方式に係る補助対象工事の単価（続き）

工事	性能	工事内容	補助工事単価	単位
特定性能向上リフォーム工事　又は　その他性能向上リフォーム工事	省エネルギー対策	断熱材設置　繊維系　壁　室内側から施工　内装の撤去・仕上込	5,100	円/㎡
		断熱材設置　繊維系　壁　外壁側から施工　外壁の撤去・設置別途（通気構造化と一体的に実施されるため）	1,200	円/㎡
		断熱材設置　繊維系　天井　吹き込み	7,200	円/㎡
		断熱材設置　繊維系　床　床仕上げ撤去・設置込	13,200	円/㎡
		開口部 ガラス交換 大サイズ（2.8 ㎡以上）　1800×1800㎜ 程度	60,900	円/箇所
		開口部 ガラス交換 中サイズ（1.6 ㎡以上 2.8 ㎡未満）　1800×1200㎜ 程度	36,000	円/箇所
		開口部 ガラス交換 小サイズ（0.2 ㎡以上 1.6 ㎡未満）　900×900㎜ 程度	24,000	円/箇所
		開口部 内窓設置 大サイズ（2.8 ㎡以上）　1800×1800㎜ 程度	79,800	円/箇所
		開口部 内窓設置 中サイズ（1.6 ㎡以上 2.8 ㎡未満）　1800×1200㎜ 程度	48,900	円/箇所
		開口部 内窓設置 小サイズ（0.2 ㎡以上 1.6 ㎡未満）　900×900㎜ 程度	34,800	円/箇所
		開口部 既存サッシ交換（カバー工法）　大サイズ（2.8 ㎡以上）1800×1800㎜ 程度	90,000	円/箇所
		開口部 既存サッシ交換（カバー工法）　中サイズ（1.6 ㎡以上 2.8 ㎡未満）　1800×1200㎜ 程度	72,000	円/箇所
		開口部 既存サッシ交換（カバー工法）　小サイズ（0.2 ㎡以上 1.6 ㎡未満）　900×900㎜ 程度	63,000	円/箇所
		開口部 既存サッシ交換（枠ごと交換）　大サイズ（2.8 ㎡以上）1800×1800㎜ 程度	150,000	円/箇所
		開口部 既存サッシ交換（枠ごと交換）　中サイズ（1.6 ㎡以上 2.8 ㎡未満）　1800×1200㎜ 程度	108,000	円/箇所
		開口部 既存サッシ交換（枠ごと交換）　小サイズ（0.2 ㎡以上 1.6 ㎡未満）　900×900㎜ 程度	99,900	円/箇所
		玄関断熱ドア設置（カバー工法）　大サイズ（ドア 1.8 ㎡以上、引き戸 3.0 ㎡以上）	150,000	円/箇所
		玄関断熱ドア設置（カバー工法）　小サイズ	99,900	円/箇所
		玄関断熱ドア設置（枠ごと交換）　大サイズ（ドア 1.8 ㎡以上、引き戸 3.0 ㎡以上）	300,000	円/箇所
		玄関断熱ドア設置（枠ごと交換）　小サイズ	198,000	円/箇所
		高効率給湯器設置　潜熱回収型給湯器	198,000	円
		高効率給湯器設置　ヒートポンプ式給湯器　屋外据置式	390,000	円
		太陽熱利用システム設置	390,000	円/箇所
		全熱交換型換気設備　ダクト式１種　給気　３箇所　吸気２箇所（1 階のみ）　ダクト長　計 20m 程度	300,000	円

※　上表は、構造によらず、戸建て住宅、併用住宅、長屋建て住宅及び共同住宅の専用部分に適用します。
暖房に係る高効率化等設備は、給湯と一体として設置されるものを除き対象外とします。

別表－６　単価積上方式に係る補助対象工事の単価（続き）

工事	性能	工事内容	補助工事単価	単位
特定性能向上リフォーム工事 その他性能向上リフォーム工事	維持管理・更新の容易性	排水管更新工事　戸建　各設備機器から桝まで　旧配管の撤去共（埋設部分は存置）	129,000	円/式
		給水・給湯管更新工事　戸建　メーターから各機器まで　旧配管の撤去共（埋設部分は存置）	120,000	円/式
		給水・給湯管更新工事　戸建　さや管ヘッダー方式　旧配管の撤去共（埋設部分は存置）　ヘッダー共	219,000	円/式
		床下点検口の設置（床下収納庫（点検口兼用）設置を含む）	24,600	円/箇所
		配管点検口の設置　壁	16,200	円/箇所
三世代同居対応改修工事		トイレの設置	300,000	円/箇所
		浴室の設置	690,000	円/箇所
		シャワーブースの設置	390,000	円/箇所
		キッチンの設置	690,000	円/箇所
		ミニキッチンの設置	300,000	円/箇所
		玄関の設置	実工事費	円/箇所
その他性能向上リフォーム工事	インスペクション指摘事項への対応	外壁塗装	1,800	円/㎡
		外壁補修（外装材の張り替え）	6,600	円/㎡
		屋根塗装	1,800	円/㎡
		屋根補修	600	円/㎡
		防水工事	10,800	円/㎡
		コーキング打ち替え	600	円/m
		クラック補修	1,200	円/m
		屋根張り替え(下地含む)	10,500	円/㎡
		屋根張り替え(下地含まず)	7,200	円/㎡
		雨樋交換	1,800	円/m
		軒天・軒裏張り替え	2,400	円/㎡
	省エネ	高断熱浴槽設置	180,000	円/箇所
		節水型トイレ 交換	87,000	円/箇所
		節湯水栓	18,000	円/箇所
	高齢者対策	手すり設置（Ｉ型手すり）	9,000	円/m
		手すり設置（Ｌ型手すり）	16,500	円/本
		手すり設置（回り階段手すり）	51,900	円/本
		床段差解消（踏み台の設置及び浴室の段差解消には適用しない）	29,100	円/箇所
		屋外スロープ（玄関アプローチ）の設置	実工事費	円/箇所

※　上表は、構造によらず、戸建て住宅、併用住宅、長屋建て住宅及び共同住宅の専用部分に適用します。
　鉄骨造における小屋組の防錆塗装については、屋根塗装に係る単価を適用する。

別表－７　補助対象工事費率

（１）評価基準型の場合

契約額	200 万円未満	200 万円以上 400 万円未満	400 万円以上 600 万円未満	600 万円以上 800 万円未満	800 万円以上 1,000 万円未満	1,000 万円以上
数値	0.80	0.75	0.60	0.45	0.35	0.30

（２）認定長期優良住宅型の場合

契約額	1,000 万円未満	1,000 万円以上 1,200 万円未満	1,200 万円以上 1,400 万円未満	1,400 万円以上 1,600 万円未満	1,600 万円以上 1,800 万円未満	1,800 万円以上
数値	0.80	0.55	0.50	0.45	0.40	0.35

別表－８　長期優良住宅（増改築）認定等に関する参考情報

【国土交通省】

・長期優良住宅の普及の促進に関する法律関連情報
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html

・様式
http://www.mlit.go.jp/common/001129080.pdf

【一般社団法人住宅性能評価・表示協会】

・長期優良住宅について
https://www.hyoukakyoukai.or.jp/chouki/index.php

・認定申請書の作成の手引き
https://www.hyoukakyoukai.or.jp/chouki/seminar.html

・所管行政庁の検索
https://www.hyoukakyoukai.or.jp/chouki/gyosei.php

・長期優良住宅（増改築）認定に係る技術的審査を行う登録住宅性能評価機関リスト
https://www.hyoukakyoukai.or.jp/chouki/index.php
（上記ページ内の「長期優良住宅認定に係る技術的審査を行う機関リスト」を参照してください。）

・登録住宅性能評価機関の連絡先の検索
https://www.hyoukakyoukai.or.jp/kikan/hyouka_search.php

別表－９　ＢＥＬＳに関する参考情報

【国土交通省】

・建築物省エネ法の表示制度のページ
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000114.html

【一般社団法人住宅性能評価・表示協会】

・建築物省エネ法の表示制度について
https://www.hyoukakyoukai.or.jp/bels/bels.html

・BELS 実施機関リスト
https://www2.hyoukakyoukai.or.jp/bels/info/